# はじめに

『政治経済＜政治編＞』にようこそ。

この授業は，共通テストや一般的な私立大を受験する人に，土台となる知識をまんべんなくつけてもらうためのものです。

教科書レベルを欄外も含めて網羅し，コンパクトに解説していきますが，講義内での情報は，あくまでも収録時点のものとなります。

**①受講の仕方**

予習は必要ありません。復習に全力を投球してください。

**②板書について**

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。テキストの空白を多くしてありますのでそこに書きこんでもらえれば十分です。特別にノートを用意する必要はありません。

**③復習について**

理想としては…，テキストをざっと見直す⇒教科書・参考書など読み物⇒一問一答集⇒問題集⇒確認テストというのが一連の流れです。そこに図説資料や用語集などを利用した調べ物を，適宜追加します。ただ，出来るようになれば何でも結構です。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えているなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

**④推薦図書**

・読み物系⇒教科書（東京書籍・第一学習社など）
　　　　　　政経ハンドブック（東進ブックス）
・図説資料⇒各社最新のもの
・用語集　⇒山川出版社など最新のもの
・一問一答⇒山川出版社・中経出版など最新のもの
・問題集　⇒各社最新のもの
・過去問　⇒センター試験・私大など（赤本・黒本・青本・緑本など）

とにかく科目の性質上「新しいもの」を心掛けてください。また，「売れているもの」は市場〔マーケット〕で生き残っているわけですから，信用度は高いです。

あとは講義で。

伊藤賀一

# 目　次


第１講　民主政治 …………………………… p4

第２講　政治体制と憲法 ………………………… p16

第３講　日本の憲法 ………………………… p28

第４講　基本的人権の尊重 ………………………… p36

第５講　新しい人権と公害・環境問題および資源・エネルギー問題 … p48

第６講　平和主義 ………………………… p64

第７講　国会（立法権） ………………………… p76

第８講　内閣（行政権） ………………………… p88

第９講　裁判所（司法権） ………………………… p104

第10講　地方自治 ………………………… p116

第11講　政党政治 ………………………… p124

第12講　選挙と政治参加 ………………………… p134

第13講　国際政治 ………………………… p148


このテキストは2020年度版です。年度切り替わりの前後に講座ページに掲載予定の時事更新一覧をご確認頂くことで，来年度以降もこのテキストをそのままお使い頂けます。

〈***Note***〉

# 第１講　民主政治

## 1　政治・法と国家

### ①政治と国家

古代ギリシャの哲学者**アリストテレス**は「**人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である**」と述べた。これは，人間は社会集団の中で生きていく存在であり，共同体の一員として活動すべきだということを意味している。

A　**政治**の機能

矛盾（むじゅん）や対立を調整し，**権力**により強制的に社会秩序を維持・統制する。政治は，権力という強制力の行使（こうし）とすることもできるが，現行の社会秩序を変更する自由の行使という側面もある。

※一般的には，国家や地方自治体のはたらきを政治という。

B　**国家**

政治の基本的単位として，一定の領土内において強制力〔国家権力・政治権力〕を合法的に独占しているもの。

※意思決定やその執行（しっこう）にあたる機関を総称して**政府**という。

あ　**国家の三要素**

1　**領域→**領土・領海・領空

2　**国民→**領域に住む人間

3　**主権→**領域と領民に対し排他的・独占的に支配する権力

い　国家の定義

一定の「領域」に居住する「国民」の間に「主権」により社会秩序をつくる団体。立法機関・行政府・裁判所・警察や軍隊などの統治機能をもつ。国家は，独自の政治を行うために外部勢力から干渉を受けず，内部勢力によっても制約されない存在でなければならない（＝**主権国家**）。

※主権国家は近代ヨーロッパで成立し，20 世紀には世界的に広がった。

C　**主権**

絶対王政を支持する**王権神授説**を唱えた**ボーダン（仏）**が，16 世紀に『国家論』ではじめて体系的に論じた概念（がいねん）。

※主権の三概念

1　国家権力そのもの　　　←国内的なもの

2　国家権力の最高・独立性←対外的なもの

3　国政の最終意思決定権

D　国家機能の変化

あ　**近代国家**（18 世紀～ 19 世紀）

市民社会・**夜警(やけい)国家〔消極国家〕**・立法国家・**小さな政府〔安価(あんか)な政府〕**

※「夜警国家」は 19 世紀に**ラッサール（独）**が自由主義国家を批判するために用いた言葉。

い　**現代国家**（19 世紀末～ 21 世紀）

大衆社会・**福祉国家〔積極国家〕**・行政国家・**大きな政府〔巨大な政府〕**

E　**マックス＝ウェーバー（独）**による支配の３類型

「支配」は強制力だけでは成り立たず，被治者が政治権力に「正当性」を感じることが必要。

あ　**伝統的支配**

い　**カリスマ的支配**

う　**合法的支配**　　←これが最も正当性をもつと主張

F　国家と政治の境界線

あ　地球化→国家の役割の減少

現代の国際社会では，主権の最高性・独立性が弱まり，**主権国家の限界**が明らかになってきた。また，グローバル化・ボーダレス化といわれるように，一国だけでは解決できない問題が増えてきている。

※国境を越えた**NGO〔非政府組織〕**や多国籍企業の活動，国際組織による介入や仲介(ちゅうかい)，国家間の協力と協調などが不可欠となっている。

い　地域化→主権の絶対性の見直し

**地方分権化の推進**により，地方自治体が担(にな)う政治の役割は大きくなってきている。また，少数民族による自治・分離を求める動きも世界的に活発化している。

## ②法と国家

### A　法

法は国家で一定の手続きにより制定され（＝**実定法**），その執行を通じ社会秩序を維持するが，国家もまた法により規制を受ける。

※法に反すれば賠償を命じられたり，刑罰を科せられたりするなどの制裁が加えられる。これを「法の強制力」といい，規範（きはん）や慣習・流行，道徳とは異なる。

### B 「法の支配」

法や正義が被治者だけでなく権力者も拘束するという考え方で，民主政治の原理の一つ。**中世のイギリスで成立**し，近代の市民革命後に確立した原則で，法による人権保障が目的。憲法は権力を縛るためにあるという立憲主義も「法の支配」と密接に関連している。

※ 1215 年，イギリスの**マグナ・カルタ〔大憲章〕**は，身分制の存在を前提としながらも，ジョン王に対し貴族が「法の支配」を宣言したもの。

※「法の支配」は，中世以来の**コモン・ロー**〔普通法・一般法〕を背景に発展。「国王といえども神と法の下（もと）にある」という，13 世紀の裁判官**ブラクトン**の言葉に由来。17 世紀前半に**エドワード = コーク〔エドワード = クック〕**がこれを引用し，絶対君主ジェームズ 1 世の個人的考えによる**「人の支配」**をいさめた。

### C　法の分類→文書化された**成文法**と判例・慣習などの**不文法**

議会が制定する法を**法律**とよぶ。権力の濫用を防ぐため，法律の内容を限定する必要があるので，多くの国では，より高い効力をもつ**憲法**を定め，法律制定の手続きや，従わなければならない基本的人権について規定している。

#### あ　国内法

##### 1　公法

国家と国民の関係を規律するもので，国家権力の発動にかかわる。

※憲法・刑法・刑事訴訟（そしょう）法・民事訴訟法など

##### 2　私法

国民どうしの関係を規律するもの。

※民法・商法など

3　**社会法**

国家が私法の領域に関することがらを福祉や平等の観点から干渉し，調整するためのもの。

※労働法（労働組合法など）・社会保障法（国民年金法・健康保険法など）・経済法（独占禁止法など）など。

い　**国際法**

1　**条約**

国際連合憲章・日米安全保障条約・京都議定書など。

2　**国際慣習法**

法律として定められていなくても，法としての効力が与えられる場合を慣習法（⇔制定法）といい，その国際的なもの。外交特権・公海自由の原則・内政不干渉の原則など。

D　**法治(ほうち)主義→**“法律の支配”

**19世紀のプロイセン〔ドイツ〕で発展。**「法の支配」に対し，法の内容よりも議会の制定した法律にもとづく行政の行使（＝法治行政）という**形式面を重視**する。

※法は，あらゆる人々に対して一律の基準で当てはめられるものでなければならないので（＝法的安定性），硬直的なものになる傾向がある。そのため，道徳では認められないこと（ナチスのホロコーストなど）が法的な判断として貫徹してしまうことがある。

※第二次世界大戦後のドイツは，上記のような形式的法治主義を克服して実質的法治主義をとっており，「法の支配」との相違は小さくなっている。

# ２　民主政治の基本原理と展開

## ①近代民主政治の成立

A　**民主政治〔デモクラシー〕**

君主や貴族による支配に対し，民衆の支配・**民主主義**を意味する。すなわち，国民主権の政治制度や思想。

※紀元前５世紀ごろ，古代ギリシャの都市国家〔ポリス〕による直接民主制に原形がある。

B　**市民革命**による近代民主政治の成立

新興市民階級〔ブルジョアジー＝経済力をもった商工業者〕の台頭（たいとう）と**絶対王政〔絶対主義〕との対立**･闘争が**市民革命**〔ブルジョア革命〕となる。

※主権国家のブルジョアたちは，重商主義（＝経済活動に対する制限）の撤廃，自由や平等の保障，それらを実現するための政治参加を要求するようになった。革命により人権宣言や近代憲法が制定され，**自由権**を基礎とする近代民主政治が成立した。

あ　**イギリス**

**1642年　清教徒（せいきょうと）〔ピューリタン〕革命**（～49年）

**1688年　名誉革命**（～89年）

い　**アメリカ**

1775年　アメリカ独立戦争（～83年）

**1776年　アメリカ独立宣言**

う　**フランス**

**1789年　フランス革命**（～99年）

C　**社会契約説→**市民革命の思想的原動力

近代民主政治を基礎づけた**自然法思想**。16世紀～18世紀にかけてヨーロッパ諸国の絶対王政を支えていた**王権神授説を否定**。社会と国家の成立の根拠を，**自然権**（＝自然法によって承認されている権利，**天賦（てんぷ）人権**）をもつ自由・平等な個人の契約に求めた。

あ　**ホッブズ（英）→**清教徒革命期，主著**『リヴァイアサン』**

自然状態で起こる**「万人（ばんにん）の万人に対する闘争」**を避けるため，自然権の統治者への**譲渡（じょうと）**と国家権力の確立を提唱。結果的に絶対王政を擁護（ようご）することとなったが，王権神授説に対し各人の自然権から論理を出発させることで初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった。

い　**ロック（英）→**名誉革命期，主著『**統治二論〔市民政府二論〕**』

財産の所有権などを守るため自然権を国家・政府へ**信託**（しんたく）することを提唱。政府に対する人民の**抵抗権・革命権**を認め，名誉革命を理論的に正当化した。**間接民主制**を唱えて啓蒙（けいもう）思想家の先駆けとなり，アメリカ独立やフランス革命に多大な影響を与えた。

う　**ルソー（仏）→**フランス革命前夜，主著『**社会契約論**』

自然状態を理想化。自由が完全に保障される共同体の建設を唱え，その成員は自然権をそこに譲渡し一体化すべきと説いた。共同体共通の利益である**一般意思〔意志〕**（⇔全体意思〔意志〕）による**人民主権**や**直接民主制**を唱え，フランス革命の理論的支柱となった。

D　近代民主政治の原理

あ　**人民主権〔国民主権〕**

**アメリカ大統領リンカン**による「**人民の，人民による，人民のための政治**」（1863 年，ゲティスバーグ演説）などの表現で代表される。人民ないし国民は，国家の基本的ルールである憲法制定権力をもつと考えられている。

い　**基本的人権の保障**

う　**権力分立**

**ロック（英）**は，『統治二論〔市民政府二論〕』で立法（議会）と執行・同盟〔外交〕（国王）の**権力分立論**を提唱。立法権の執行権・同盟権に対する優越を説いた。その影響を受けた**モンテスキュー（仏）**は，『**法の精神**』で**立法・行政・司法**の**三権分立**を提唱。三権相互の**抑制**（よくせい）**と均衡**（きんこう）**〔チェック＆バランス〕**を主張した。

※モンテスキューの思想と人民主権を結び付けたのがアメリカ合衆国憲法（1787 年）である。

え　**議会制民主主義〔代議制・代議政治〕→間接民主制〔代表民主制〕**を具体化

**①国民代表の原理②審議の原理③（行政）監督の原理**という三原理の他に，討論の自由などがある。多数決方式による議決で意思決定を行うが，少数意見を無視するような議事運営は許されない（＝**少数意見の尊重**）。

お　**法の支配**

E　人権保障のあゆみ

1215 年　**マグナ・カルタ〔大憲章〕（英）**→貴族による最初の人権規定

1628 年　権利請願（英）→議会の同意のない課税を禁止

1679 年　人身保護法（英）→不当な逮捕を禁止

1689 年　**権利章典（英）**→議会の立法権確立

1776 年　**バージニア権利章典〔バージニア州憲法〕（米）**→自然権が成文化

**アメリカ独立宣言（米）**

1787 年　**アメリカ合衆国憲法（米）**

1789 年　**フランス人権宣言（仏）**

1838 年～チャーチスト運動（英）→労働者による普通選挙制などの請願

1863 年　奴隷解放宣言（米）→リンカン大統領

1919 年　**ワイマール憲法（独）**→社会権を規定

1936 年　スターリン憲法（ソ）

1941 年　フランクリン＝ローズヴェルト大統領**「４つの自由」**（米）

※①言論と表現の自由②信仰の自由③欠乏からの自由④恐怖からの自由

1948 年　**世界人権宣言（国連）**→法的拘束力なし

1965 年　人種差別撤廃条約（国連）

1966 年　**国際人権規約（国連）**→法的拘束力あり

1979 年　女子差別撤廃条約（国連）

1989 年　子ども〔児童〕の権利条約（国連）

2006 年　障害者権利条約（国連）

〈 ***Note*** 〉

## ②現代民主政治の発展

近代民主政治には，選挙権や言論・集会の自由などに多くの制限があった。

A　現代民主政治の成立

あ　選挙権の拡大

**名望家**(めいぼうか)による**制限選挙**から**普通選挙**へ

※選挙の四原則＝**普通・平等・直接・秘密**

※最初の女性参政権＝ 1893 年のニュージーランド

い　人権の拡大

各国で普通選挙運動・労働運動・農民運動などによる自由権の拡充が進み，**生存権**を中心とする**社会権**も登場（1919 年，ドイツのワイマール憲法）。

う　大衆民主主義〔マス・デモクラシー〕

20 世紀には，教育の普及と普通選挙の実現，社会主義政党の議会内政党化などにより，**大衆**を基盤とした政治が現出した。

※「大衆」は教養と財産を備えた市民である「公衆」と比べ，宣伝・扇動(せんどう)により操作されやすいとされる。リースマン（米）の『孤独な群衆』，オルテガ（西）の『大衆の反逆』などで論じられている。

B　**社会主義**国家の登場→経済体制は共産主義

世界初のプロレタリア革命である**ロシア革命**（1917 年～，**レーニン**ら）の結果，1922 年に初の社会主義政権である**ソ連**が成立。のちモンゴルでも革命が起きた。

その後，ソ連では**スターリン**による左翼的全体主義の独裁政治が登場。

※全体主義＝国家が個人を抑圧する体制

C　**ファシズム**国家の登場→経済体制は国家独占資本主義

第一次世界大戦（1914 年～ 18 年）後の**イタリア**（**ムッソリーニ**のファシスト党）や**ドイツ**（**ヒトラー**のナチス〔国家社会主義ドイツ労働者党〕）で，右翼的全体主義の独裁政治であるファシズムが登場。ファシズムは，大衆動員を背景に国民の権利や自由を否定する，一党独裁の政治体制を暴力的に実現した。日本でも独自の“昭和ファシズム”化（＝軍国主義化）が起きた。

※枢軸(すうじく)陣営（日独伊）と自由主義陣営（米英仏など）・社会主義陣営（ソなど）の間で第二次世界大戦（1939 年～ 45 年）が発生した。

D　戦後の民主主義の発展

連合国（自由主義陣営＋社会主義陣営）が1945年に**国際連合**を結成し，平和と民主主義の価値を再認識した。

※ファシズムという歴史経験を踏まえ，多様な意見や利害を反映する複数の政党が活動し，政党間の競争が行われる複数政党制が民主政治にとって極めて重要であるとされるようになった。

E　社会主義〔共産主義〕陣営の崩壊

1989年に東西冷戦終結，1991年にソ連解体。旧ソ連や東欧では民主化が進んだが，新たな社会秩序が容易に見つからず，地域紛争・民族紛争が繰り返されている。

F　自由主義〔資本主義〕陣営の行き詰まり

アメリカ・西欧・日本などでも福祉国家の仕組みが行き詰まり，経済停滞や財政危機が深刻化し，生活不安が起きている。

G　国際社会が抱える問題

グローバル経済の動揺，環境汚染，民族・地域・宗教紛争，テロリズムの横行，核管理問題など。

H　現代の民主主義が抱える問題

多数派支配型民主主義に対する合意型〔多極共存型〕民主主義（連立政権や連邦制），大衆迎合的なポピュリズム，立法権にかわる行政権の強化・拡大など。

# 政治編　第１講　確認テスト

1　「人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である」と述べた，古代ギリシャの哲学者とは？

①ソクラテス　②プラトン　③アリストテレス　④サルトル

2　国家の三要素としてふさわしくないものを一つ選べ。

①領域　②国民　③主権　④政治

3　19 世紀にドイツの社会主義者ラッサールが自由主義国家を批判するために用いた言葉とは？

①王権神授説　②神の見えざる手　③夜警国家　④大衆の反逆

4　ドイツの社会学者マックス = ウェーバーが「支配の３類型」のうち最も正当性をもつとした支配とは？

①伝統的支配　②カリスマ的支配　③合法的支配　④封建的支配

5　国境を越えて活動する「非政府組織」を指す用語とは？

① NGO　② NPO　③ PKO　④ ILO

6　中世に「法の支配」を成立させ，近代に発展させた国家とは？

①ギリシャ　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

7　「国王といえども神と法の下(もと)にある」という中世の裁判官の言葉を引用し，17 世紀前半に絶対君主の個人的考えによる「人の支配」をいさめたイギリス人とは？

①ブラクトン　②エドワード = コーク

③クロムウェル　④アダム = スミス

8　次のうち，国内法に分類されないものはどれか？

①公法　②私法　③社会法　④条約

9　19 世紀に法治主義を発展させ，20 世紀にファシズム国家となったのは？
①イギリス　②フランス　③ドイツ〔プロイセン〕　④イタリア

10　次の市民革命のうち，時系列順に並べて最後になるものを選べ。
①清教徒〔ピューリタン〕革命　②名誉革命
③アメリカ独立戦争　④フランス革命

11　初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった人物とは？
①ホッブズ　②ロック　③ルソー　④モンテスキュー

12　初めて社会権が規定された文書を，次から選べ。
①権利章典　②バージニア権利章典
③フランス人権宣言　④ワイマール憲法

13　全体主義者として当てはまらない人物を，次から選べ。
①スターリン　②ムッソリーニ
③ヒトラー　④フランクリン = ローズヴェルト

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ④ | 3 | ③ | 4 | ③ | 5 | ① |
| 6 | ② | 7 | ② | 8 | ④ | 9 | ③ | 10 | ④ |
| 11 | ① | 12 | ④ | 13 | ④ | | | | |

# 第２講　政治体制と憲法

## １　２大政治体制

### ①権力分立制→議院内閣制と大統領制

**議院内閣制**（イギリス・日本など）と**大統領制**（アメリカなど）があるが，その中間的な**半大統領制**（ロシア・フランスなど）もある。

※韓国〔大韓民国〕は大統領制と半大統領制の中間ともいえる。2019年現在，文在寅（ムンジェイン）大統領で，任期は１期５年のみ。

※ドイツやイタリアの大統領は象徴的な存在で，実質的には議院内閣制をとり，首相が行政の長となっている。2020年現在，ドイツがメルケル，イタリアがコンテ首相。

### ②権力集中制→プロレタリア独裁による社会主義体制

レーニンらのロシア革命（1917年～）により1922年に成立したソ連で発生，のちスターリンが強化した体制。資本家〔ブルジョワジー〕と労働者・農民〔プロレタリアート〕との支配的服従関係を廃し，**生産手段の社会的共有**を基礎とする。戦後，毛沢東（もうたくとう）の中華人民共和国や東欧など各地の社会主義国で採用された。

※権力分立論を否定し，**共産党**などの社会主義政党への権力集中こそが民主的である，と考える。**→民主集中制**

※冷戦終結にともなうベルリンの壁崩壊（1989年）・東西ドイツ統一（1990年）・ソ連崩壊（1991年）に至る過程で中国・ベトナム・キューバ・北朝鮮を除く権力集中制はほぼ崩壊し，民主化・自由化が進んだ。

〈***Note***〉

# 2　主要国の政治体制

## ①イギリスの議院内閣制〔責任内閣制〕

A　国家元首

世襲（せしゅう）制の国王→ 2020 年現在，エリザベス２世

B　国家権力

立法権（議会）と行政権（内閣）が融合・連動。

C　立法府（議会）

あ　**二院制**

※**上院**〔貴族院〕は貴族や聖職者などの**非民選**。

※**下院**〔庶民院〕は任期５年の**民選**。

い　**下院優位の原則**

※選挙は政党が**マニフェスト〔政権公約〕**を掲（かか）げて行われる。

※**保守党**と**労働党**の**二大政党制**

D　行政府

あ　**首相と国務大臣は議員から選出される。**

い　首相は下院の多数党である**与党**の党首が国王により任命される。

**→政党内閣制**

※ 2020 年現在，ボリス・ジョンソン首相（保守党）

※国務大臣は首相が任免。

う　内閣は議会に対し**連帯責任**を負う。**→責任内閣制**

※初代首相ウォルポール内閣の辞職（1742 年）により成立した制度。

※**下院**は内閣の**不信任決議権**をもつ。

※内閣は**総辞職**か**下院の解散**により国民の意思を問う。

え　**野党**も**影の内閣〔シャドー・キャビネット〕**で速（すみ）やかな政権交代に備える。

※公費で運営される。

お　どの政党も単独過半数を獲得しない「ハング・パーラメント」も生じる。

※その場合**単独政権**ではなく**連立政権**となる。

E　立法府と行政府の関係

議員だけでなく内閣にも法案提出権あり。

F　おもな長所

あ　下院の解散制度により国民の世論を国政に反映できる。

い　内閣は議会を通じ国民に責任を負う。

G　おもな短所

内閣と議会が連動しているため政策の継続性・政局の安定性に欠ける。

H　その他の特色

あ　立憲君主制

い　**不文憲法**

う　**最高裁判所**が 2009 年に設置

※かつては上院に最高法院が付属していた。

**※裁判所は違憲（法令・立法）審査権をもたない。**

---

## ②アメリカの大統領制

A　国家元首

選挙制・任期４年の**大統領**→ 2020 年現在，共和党の**トランプ**

※連続３選は禁止

B　国家権力

あ　**厳格な三権分立制**

い　**連邦制**をとり州の自治を尊重

C　立法府（議会）

あ　**二院制**

※**上院**〔元老院〕は任期６年で各州から２名選出。

※**下院**〔代議院〕は任期２年で各州から人口比例で選出。

※大統領の支持政党（**民主党・共和党**の**二大政党制**）が議会の多数派になるとは限らない。

い　両院対等とされるが上院を重視。

※高級官吏(かんり)の任免と条約締結について大統領に対する同意権および大統領弾劾(だんがい)権をもつ。

D　行政府

あ　大統領は名目的な**間接選挙**で選出。

※州ごとに「ウィナーテイクオール〔勝者総取り〕」で選ばれる大統領選挙人が選出。

※各省の長官は大統領が任免。

い　**大統領・各省の長官は議員との兼職禁止。**

※大統領とともに選出される副大統領は例外的に「上院議長」を兼務。

う　**大統領は議会に対し責任を負わない。**

※各省の長官は大統領に対し責任を負う。

E　立法府と行政府の関係

あ　**相互の独立性が強い。**

※不信任決議権も解散権もない。

※大統領・議員ともに任期を満了する。

い　**大統領は法案提出権をもたない。**

※しかし政策を示す**教書**（きょうしょ）〔メッセージ〕で議会に法律制定を要請（ようせい）・勧告できる。

※大統領令を出すこともできる。

う　大統領は議会が可決した**法案への拒否権**をもつ。

※しかし**議会両院が各３分の２以上の多数で再議決すれば拒否できない。**

F　おもな長所

大統領が議会から独立しているため地位が安定。

※能率的・継続的に政策を行使できる。

G　おもな短所

大統領の任期である４年間は民意を反映できない。

※大統領と議会の対立を調整するメカニズムがなく政治が混乱する。

H　その他の特色

連邦最高裁判所は憲法の最終解釈権をもち**違憲法令（法令・立法）審査権**を行使。

※大統領と議会を抑制する強力な手段。→司法権の優越

## ③中国の権力集中制

A　国家元首

**全国人民代表大会**〔**全人代**（ぜんじんだい）〕で選出・任期５年の**国家主席**

※ 2020 年現在，**習近平**（しゅうきんぺい）

※連続３選は禁止だったが，2018 年に規制が撤廃された。

B　国家権力

**全人代**に全権力が集中

C　立法府（議会）

あ　年１回の**全人代**

※議員の任期は５年で解散なし。

い　常設の全国人民代表大会**常務委員会**

D　行政府

あ　**首相**〔**国務院総理**〕は国家主席の指名にもとづき全人代が決定。

※ 2020 年現在，李克強（りこっきょう）

い　副総理・国務委員・各部部長などは首相の指名にもとづき全人代が決定。

う　**国務院**は全人代（閉会中は常務委員会）に対し責任を負う。

E　立法府と行政府の関係

あ　全人代（閉会中は常務委員会）は国務院の監督機関。

※国務院はその事務を報告。

い　国務院は全人代または常務委員会に議案を提出できる。

F　おもな長所

全人代に全権力が集中しているため強力な政治が推進できる。

G　おもな短所

権力の抑制と均衡がなく**専制政治になりやすい。**

※ 1989 年には民主化を要求する**天安門事件**が起きた。

H　その他の特色

あ　政治は事実上**共産党の一党支配**。

い　全人代の下に最高人民法院がある。

う　経済的には**改革開放政策**がとられ発展。

え　香港（ホンコン）（1997 年，イギリスから返還）とマカオ（1999 年，ポルトガルから返還）は特別行政区

**※一国二制度**の象徴

# ３　その他の政治体制

## ①ロシアの政治体制

ソ連時代は権力集中制〔社会主義体制〕をとっていたが，1980 年代後半から**ゴルバチョフ**政権による**情報公開〔グラスノスチ〕**をともなう一連の**改革〔ペレストロイカ〕**が行われた。1991 年，改革にともなう混乱と共産党保守派のクーデタ失敗をきっかけにソ連は消滅し，**独立国家共同体〔CIS〕**が結成された。

※ CIS の中心である**ロシア連邦**は半大統領制。→ 2020 年現在，**プーチン**

## ②開発独裁

開発途上国における大統領制や軍事クーデタを利用した権威主義体制。人権よりも経済成長を優先させ，政党活動や反政府運動などの自由を禁止・制限して統合をはかる。軍事独裁や一党支配が行われる。

※シンガポールのリー＝クアン＝ユー政権（1959 年～ 90 年），韓国の朴正煕（パクチョンヒ）政権（1963 年～ 79 年），フィリピンのマルコス政権（1965 年～ 86 年），インドネシアのスハルト政権（1968 年～ 98 年）など。

※軍事政権が続くミャンマーでは，**アウン＝サン＝スー＝チー**女史（じょし）を中心に，長く民主化運動が展開されてきた。

※開発独裁体制が一定の成果をあげると，中産階級が独裁政権に対する拒否反応を高めて民主化運動が行われることが多い。

## ③イスラーム諸国の政治体制

西アジア・中央アジア・北アフリカなどのイスラーム諸国では，現在も王政をとる国が多いが，石油の輸出増加とともに近代化が進み，政治体制が多様化した。その中で，大衆の経済的・社会的不満を背景に，伝統的なイスラームの教えに帰ることを掲げる運動がさかんになっているが，これを**イスラーム原理主義**という。イスラームの最高指導者の下で政治が行われる。1979 年の**イラン革命**以後，大きな潮流（ちょうりゅう）となった。

※ 2010 年～ 11 年に，チュニジア・エジプト・リビアなどで**「アラブの春〔アラブ革命〕」**とよばれる民主化運動が広がった。

# ４　憲法の分類

## ①改正手続きによる分類

A　軟性(なんせい)憲法

憲法改正に厳格な手続きを必要としない。

B　**硬性(こうせい)憲法**

憲法改正に法律の改正より厳格な手続きを必要とする。

## ②制定主体による分類

A　**欽定憲法**

君主の意思により制定する。

B　**民定憲法**

国民が直接，もしくは議会を通じ制定する。

## ③その他の分類

A　成文(せいぶん)憲法

成文化された憲法。

B　不文憲法

成文化されていない憲法。

# 政治編　第２講　確認テスト

1　議院内閣制の国としてふさわしくないものを選べ。

①イギリス　②ドイツ　③日本　④韓国

2　初めて大統領制を採用した国とは？

①ロシア　②アメリカ　③フランス　④フィリピン

3　1917年，初のプロレタリア革命であるロシア革命を主導した人物とは？

①レーニン　②スターリン　③ゴルバチョフ　④プーチン

4　イギリスの主要政党名としてふさわしくないものを選べ。

①保守党　②労働党　③自由民主党　④共和党

5　次の中で不文憲法の国を選べ。

①イギリス　②アメリカ　③ドイツ　④日本

6　アメリカ大統領のもつ権限としてふさわしくないものを選べ。

①国務長官の任免権　②教書の提出権

③法案の提出権　④法案の拒否権

7　2020年現在，中華人民共和国の国家主席とは？

①蔣介石　②毛沢東　③鄧小平　④習近平

8　中国と同様に経済的には市場経済体制を取り入れている社会主義国とは？

①ベトナム　②ミャンマー　③タイ　④マレーシア

9　開発独裁の政権担当者としてふさわしくないものを選べ。

①朴正熙　②マルコス

③スハルト　④アウン＝サン＝スー＝チー

10　1979 年，イスラーム最高指導者による政治体制成立の契機となった出来事とは？

①第一次石油ショック　　②イラン革命

③天安門事件　　④ベルリンの壁崩壊

11　改正に際し法律の改正より厳格な手続きを必要とする憲法とは？

①硬性憲法　　②欽定憲法　　③民定憲法　　④成文憲法

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ④ | 2 | ② | 3 | ① | 4 | ④ | 5 | ① |
| 6 | ③ | 7 | ④ | 8 | ① | 9 | ④ | 10 | ② |
| 11 | ① | | | | | | | | |

# 第３講　日本の憲法

## 1　戦前の立憲国家「大日本帝国」

### ①大日本帝国憲法〔明治憲法〕の制定

士族の反乱や農民一揆など，藩閥（はんばつ）政府に対する不満を背景に起きた**自由民権運動**の過程で，内閣制度創設（1885年）・枢密院（すうみついん）設置（1888年）・憲法制定（1889年）・帝国議会開設（1890年）などが進む。

※民権派を中心に『東洋大日本国国憲按』（植木枝盛（えもり））『日本帝国憲法草案〔五日市憲法草案〕』（千葉卓三郎ら）などの**私擬（しぎ）憲法**とよばれる草案が作成される。

※初代首相の伊藤博文（ひろぶみ）らが中心となり制定。枢密院の審議を経て**1889年２月11日**，黒田清隆（きよたか）内閣の時に**公布**。

※当時，アジア唯一の**立憲主義**国家となる。

### ②大日本帝国憲法の内容

A　**欽定（きんてい）憲法**

　※皇室典範（こうしつてんぱん）とともに最高法規として位置づけられる。

B　**プロイセン〔ドイツ〕憲法を模範（もはん）**とする。

C　**天皇主権〔主権在君〕**

　**※立憲君主制**

D　天皇は**神聖不可侵（しんせいふかしん）**

　※**統治権を総攬（そうらん）**する国家元首

　※あくまでも形式的な三権分立を採用

E　天皇は広範（こうはん）な**天皇大権（たいけん）**を行使

　※絶対主義的色彩の強い**外見的立憲主義**

　※議会閉会中に緊急勅令や独立命令を発することができる。

F　天皇大権としての**陸海軍の統帥権（とうすいけん）**が存在→**統帥権の独立**

　※臣民には兵役の義務

G　**臣民（しんみん）の権利**は法律により制限→**法律の留保（りゅうほ）**

　※自由権的基本権のみ

　※治安警察法（1900年）や**治安維持法**（1925年）

H　帝国議会は天皇の**協賛**機関

　※**衆議院**（民選）と**貴族院**（非民選）の二院制→**両院の対等**

I　内閣は憲法に規定なく各大臣が天皇を**輔弼（ほひつ）**

　※各大臣は天皇に対し個々に責任を負う。

J　「天皇ノ名ニ於(おい)テ」裁判が行われる

※皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議など特別裁判所も設置

K　中央集権体制

※地方自治の規定なし

※府知事・県知事〔県令〕は内務省から官僚を派遣。

L　憲法改正は天皇が発議

※帝国議会が議決

## ③大日本帝国憲法下の日本

日清戦争（1894年～95年），日露戦争（1904年～05年）の結果，不平等条約の改正を達成して列強入りを果たす。さらに第一次世界大戦（1914年～18年）を経た“**大正デモクラシー**”期には，**政党内閣**や**普通選挙**が実現するが，満州事変（1931年～33年）後の“昭和ファシズム”期に軍国主義化。日中戦争（1937年～45年）および**太平洋戦争**（1941年～45年）に敗戦した。

※五・一五事件（1932年）や二・二六事件（1936年）など軍部・右翼(うよく)によるクーデタが多発。

※**軍国主義**体制の下では，美濃部達吉(みのべたつきち)の**「天皇機関説」**や吉野作造(さくぞう)の「民本主義」も否定され，共産主義・社会民主主義だけでなく自由主義も弾圧された。

※1940年には各政党は解党し，大政翼賛会(たいせいよくさんかい)に吸収されていった。

---

# ２　戦後の民主国家「日本」

## ①日本国憲法の制定

1945年8月14日に**ポツダム宣言**受諾により無条件降伏。15日に玉音放送で日中戦争＋太平洋戦争（＝当時は「大東亜戦争」）が終戦。９月２日に降伏文書調印。**GHQ〔連合国軍総司令部〕**の最高司令官**マッカーサー**により**軍国主義の除去**と**民主化**が進められる。

A　憲法の制定過程

あ　日本政府の憲法改正作業（1945年10月～46年２月）

GHQが幣原喜重郎内閣に改正を指示し，政府は**憲法問題調査委員会**（委員長は松本烝治国務大臣）を設置して**松本案**を作成するが，民主化が不徹底として拒否される。

※民間の憲法研究会による『憲法草案要綱』のほうが民主的。

い　**GHQ案〔マッカーサー草案〕**の作成（1946年２月～３月）

GHQがマッカーサー三原則（天皇が国の元首・戦争放棄・封建的諸制度の撤廃）にもとづくGHQ案を提示。

※幣原内閣がこれに手を加え，のち日本政府案〔内閣草案〕として発表。

う　帝国議会の審議と成立（1946年４月～1946年10月）

政府案は枢密院での審議を受け，新たに総選挙で選ばれた衆議院と戦前からの貴族院で審議・修正・可決。

え　**日本国憲法の公布（1946年11月３日）**

第一次吉田茂内閣が公布。

お　**日本国憲法の施行（1947年５月３日）**

第一次吉田茂内閣が施行。

B　日本国憲法の**三大基本原理**

**国民主権・平和主義・基本的人権の尊重**

〈***Note***〉

## ②日本国憲法の内容

A　**民定憲法**

※国の**最高法規**として位置づけられる。→**憲法の最高法規性**

※天皇・大臣・議員・裁判官など公（おおやけ）の地位にある人間は**憲法を尊重し擁護（ようご）する義務**。

B　GHQ案を基礎として制定

C　**国民主権〔主権在民〕**

※憲法前文と第１条に規定

※間接民主制の採用

D　天皇は日本国と日本国民統合の**象徴（しょうちょう）**

**※象徴天皇制**

E　天皇は内閣の助言と承認のもとに**国事行為**のみを行う

※国政に関する機能はもたず。

F　**平和主義**

※憲法前文で恒久（こうきゅう）平和主義・国際協調主義・**平和的生存権**をうたう。

**※戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否認**を**第９条**に規定。

G　**基本的人権の尊重**

※第11条などに規定

※社会権的基本権まで保障→自然権に加え平等権・生存権なども

H　国会は**国権の最高機関で国の唯一の立法機関**

※**衆議院**と**参議院**の二院制→**衆議院の優越**

I　**議院内閣制**

※内閣は国会に対し連帯して責任を負う。

J　最高裁判所は**違憲立法審査権**をもつ→**司法権の独立**

※他に下級裁判所（高等・地方・家庭・簡易）を設置。

K　地方自治を尊重

※都道府県知事は民選

L　**憲法改正は衆・参各議院の総議員の３分の２以上の賛成で国会が発議**

※**国民投票**の過半数の賛成で成立。

※三原則は改正できず「解釈改憲」に？→**憲法改正の限界**

※衆・参両院の憲法調査会設置（2000年→07年に**憲法審査会**）や**国民投票法**成立（2007年→10年施行）など「改憲」論議がさかん。

〈 ***Note*** 〉

# 政治編　第３講　確認テスト

1　明治時代に起きた国会開設運動を何というか？

①尊王攘夷運動　②公武合体運動　③自由民権運動　④護憲運動

2　大日本帝国憲法が発布された年は？

① 1885 年　② 1888 年　③ 1889 年　④ 1890 年

3　大日本帝国憲法が模範とした国は？

①イギリス　②アメリカ　③フランス　④プロイセン〔ドイツ〕

4　1925 年に制定され，のち２度にわたり改悪された思想弾圧法とは？

①治安警察法　②治安維持法　③破壊活動防止法　④通信傍受法

5　“大正デモクラシー”期に「天皇機関説」が支持されていた学者とは？

①植木枝盛　②美濃部達吉　③吉野作造　④松本烝治

6　日本国憲法が公布・施行された時の首相とは？

①伊藤博文　②黒田清隆　③幣原喜重郎　④吉田茂

7　日本国憲法の三大基本原理としてふさわしくないものを選べ。

①象徴天皇制　②国民主権　③平和主義　④基本的人権の尊重

8　日本国憲法第９条の内容としてふさわしくないものを選べ。

①戦争放棄　②戦力の不保持　③交戦権の否認　④集団的自衛権

9　現行の憲法改正について，2020 年現在ふさわしいものを一つ選べ。

①発議されたことはない

②発議されたが国民投票は行われていない

③国民投票は行われたが過半数に達したことがない

④改正されたことがある

10　国民投票法によれば，何歳以上に投票権が発生するか？

①18歳　②20歳　③25歳　④30歳

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ③ | 3 | ④ | 4 | ② | 5 | ② |
| 6 | ④ | 7 | ① | 8 | ④ | 9 | ① | 10 | ① |

# 第４講　基本的人権の尊重

## 1　基本的人権

### ①基本的人権とは？

**自然権**としてすべての人が生まれながらにしてもつ，**侵**(おか)**すことのできない永久の権利**（**＝永久不可侵**(ふかしん)の権利）。個人が人間らしさを保ち，自立して生きるための権利で，憲法の「すべて国民は，**個人として尊重**される」（第13条）という理念や，**幸福追求権**を核とする。

※普遍性・固有性・永久性・不可侵性があるが，濫用(らんよう)は許されない。また，維持していくために国民の「不断の努力」が求められる。

※何が幸福かは個人が決めることであり，その価値観に国家は介入(かいにゅう)しない。

### ②日本国憲法における基本的人権の保障

A　三大基本原理の一つ

B　自然権思想・天賦(てんぷ)人権思想にもとづく人権保障

C　平等権・自由権・社会権の規定

### ③公共の福祉による制約

一般条項と経済の自由の規定に，**公共の福祉**による制約を明記。

※公共の福祉は，「公益」「社会秩序」というよりも，「相互の矛盾(むじゅん)・衝突を調整する実質的公平の原理」と解釈されることが多い。

### ④国内における問題点

在日外国人の人権問題や**私人**(しじん)**間の人権侵害問題**（→間接適用説）など。

〈 ***Note*** 〉

# ２　国民の権利

## ①平等権→「法の下（もと）の平等」（第 14 条）として徹底

しかし，現実には**部落差別〔同和問題〕**をはじめ，障害者・女性・アイヌ・**在日外国人**（とくに在日韓国・朝鮮人）などへの**差別問題**や偏見（へんけん）が生じ問題化している。

※そのため，同和対策事業特別措置法（1969 年）などの時限立法や，障害者基本法（1993 年）・**男女雇用機会均等法**（1985 年）・**男女共同参画（さんかく）社会基本法**（1999 年）・**アイヌ文化振興（しんこう）法**（1997 年）・アイヌ民族支援法（2019 年）などが制定されてきた。「差別をしない，させない，許さない社会」の実現がめざされている。

※形式的平等ではなく実質的平等を確保するため，あえて優遇措置・積極的差別是正（ぜせい）措置〔アファーマティブ・アクション，ポジティブ・アクション〕を認めるべき，という議論もある。

A　**人種，信条，性別，社会的身分又は門地（もんち）**による差別の禁止

B　華族（かぞく）制度など**貴族制度の禁止**と特権の禁止

C　家族生活における夫婦の同等と**両性〔男女〕の本質的平等**

D　**参政権〔選挙権〕の平等**

E　**教育の機会均等**

## ②自由権→ 18・19 世紀的な「国家からの自由」の保障

人の活動に対する国や公権力の干渉・制約を排除する権利。

A　**精神の自由**

あ　**思想・良心の自由**

**三菱樹脂事件**（私人間の人権侵害に憲法適用せず，1973 年）などが有名。

い　**信教の自由**

戦前の国家神道の例を踏まえ，**政教分離の原則**と一体の関係にある。

※最高裁判所は，目的・効果基準にもとづき違憲審査を行う。**津地鎮祭訴訟**（合憲，1977 年）・**愛媛玉串料訴訟**（違憲，1997 年）・空知太神社訴訟（違憲，2010 年）・首相や閣僚による**靖国神社公式参拝問題**（判断示さず，2006 年）などが有名。

う　**集会・結社・言論・出版**その他一切の**表現の自由**

文学作品のチャタレイ事件（刑法は合憲，1957 年）などが有名。

え　**通信の秘密**

1999 年制定の通信傍受法について，批判がある。

お　**検閲の禁止**

**家永教科書訴訟**（合憲，1993 年）などが有名。

※家永三郎による高等学校用日本史教科書の検定訴訟。ただし，検定内容の一部については違法を認める。

か　**学問の自由**

戦前には滝川幸辰の「滝川〔京大〕事件」(1933 年) や美濃部達吉の「天皇機関説事件」(1935 年) などの弾圧が起きた。

※「大学の自治」の範囲については東大のポポロ事件 (学生側が敗訴, 1963 年）が有名。

B　**身体〔人身〕の自由**

あ　**奴隷的拘束および苦役からの自由**

い　**罪刑法定主義**

どのような行為を犯罪とし，どのような刑罰を科すかは，行為の前に法律などの明確な規定を必要とする原則。

※しかし，**免田事件**（1983 年）・財田川事件（1984 年）・足利事件（2010 年）など**冤罪**（＝無実の罪）事件は絶えず，**再審**が話題となっている。

う　**法定手続き〔適正手続き・デュープロセス〕の保障**

法律に定める適正な手続きによらなければ刑罰を科せられない。

え　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索・押収に対する保障

**令状主義**（令状は裁判官が発行）をとる。

お　抑留・拘禁に対する保障

か　住居の不可侵

き　拷問・残虐刑の禁止

日本は 1989 年に国連で採択された死刑廃止条約には無調印。**死刑制度**の存廃については議論が行われている。

く　刑事被告人の権利

公平・迅速な**公開裁判を受ける権利・弁護人依頼権・遡及処罰の禁止・一事不再理**・二重処罰の禁止など。

※判決が確定するまで，被疑者・被告人は無罪であると推定され（＝**無罪推定**），有罪とすることに疑いの余地があれば無罪とする「疑わしきは罰せず」を原則とする。

※ 2004 年制定の**犯罪被害者等基本法**などで被害者やその家族の権利も拡充がはかられており，2008 年から刑事裁判での意見表明権などが認められている（＝**被害者参加制度**）。

け　**黙秘権**の保障

自白のみによる処罰も禁止。裁判は証拠にもとづいて行う（＝**証拠主義**）。

C　**経済の自由**

精神の自由より広く「公共の福祉」による制限を受ける（＝二重の基準の理論）。営業の自由について争われた**薬事法距離制限訴訟**（違憲，1975 年）などが有名。

あ　**居住・移転の自由**

い　営業の自由を含む**職業選択の自由**

公共の福祉の立場から制限が設けられることも多い。たとえば医師・教師・弁護士・調理師などは国家資格が必要。

う　国籍離脱の自由

え　**財産権の不可侵〔保障〕**

近年は著作権など**知的財産権**の保護も進められている。

## ③社会権→ 20 世紀的な「国家による自由」の保障

社会的・経済的に弱い立場にある人々の人間らしい生活を保障する積極的な施策を国に要求する権利。1919 年，ドイツの**ワイマール憲法**で初めて掲(かか)げられた。

A　**生存権（第 25 条）**

**「健康で文化的な最低限度の生活」**を営む権利。**生活保護法**（1946 年）・児童福祉法（1947 年）･老人福祉法（1963 年）などによって具体化された。

※**朝日訴訟**（合憲，1967 年）や**堀木訴訟**（合憲，1982 年）における**プログラム規定説**と**法的権利説**の対峙(たいじ)。

B　**教育を受ける権利**

すべての国民に，能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障。その実現のため，**義務教育の無償**を定めている。

※背景に学習権の理念がある。**教育基本法**（1947 年制定，2006 年改正）は憲法の精神を生かし制定されたもの。

C　**労働基本権**

あ　**勤労権**

これにもとづき，公共職業安定所〔ハローワーク〕などが設置されている。

い　**労働三権**

**団結権・団体交渉権・争議権〔団体行動権〕**

※その具体化のため**労働三法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）**や職業安定法がある。

※ 2007 年制定の**労働契約法**を含め“労働四法”という場合もある。

※公務員の労働三権は，争議権を中心に制限される。

## ④参政権→議会制民主主義における政治参加の権利

A　**公務員の選定(せんてい)・罷免(ひめん)権**＝普通・秘密・平等の**選挙権**が保障される

国会議員，地方議員，知事・市町村長など。

※在外国民選挙権制限訴訟（違憲，2005 年）判決を受け，国政選挙については在外日本人が比例代表に加え選挙区でも投票できるように，公職選挙法が改正された。

B　被選挙権

C　**最高裁判所裁判官の国民審査**権

D　地方特別法の**住民投票**権

E　**憲法改正の国民投票**権

## ⑤請求権→受益権

国や地方公共団体に特定の施策（しさく）の実施を求めたり，自由や権利が侵害されたときに積極的にその救済を求めたりする権利。

A　**請願（せいがん）権**

損害の救済や法律などの制定・廃止等に関して，国会・地方議会や行政機関に対し平穏（へいおん）に請願する権利。

※政治のあり方に関する希望を述べる権利。

B　**国家賠償（ばいしょう）請求権**

公務員の違法な行為などによって損害を受けた国民が，国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利。

C　**損失補償請求権**

公共事業などのために私有財産を収容されるなど，財産上の損失をこうむった国民が，損失の補償を請求できる権利。

D　**裁判を受ける権利**

権利や自由を侵害された時，訴えて公開裁判による救済を求める権利。

E　**刑事補償請求権**

抑留・拘禁され裁判で無罪になった場合（＝冤罪（えんざい））の国に対する補償を求める権利。

# ３　国民の義務

## ①三大義務

A　**（子どもに普通）教育を受けさせる義務**

B　**勤労の義務**

C　**納税の義務**

## ②公務員の憲法尊重擁護義務

天皇・摂政および国務大臣・国会議員・裁判官など公の地位にある人間は，**憲法を尊重**し，**擁護**する義務を負う。

---

〈 ***Note*** 〉

# 政治編　第４講　確認テスト

1　基本的人権は制約を受ける場合もあるが，それは何によってか？

①戦争　②公共の福祉　③幸福追求権　④個人の尊重

2　1979 年に採択された国連の女子差別撤廃条約の批准を受け，1985 年に制定された法とは？

①男女雇用機会均等法　②育児休業法

③育児・介護休業法　④男女共同参画社会基本法

3　「政教分離の原則」について，最高裁が合憲判決を出した訴訟とは？

①津地鎮祭訴訟　②愛媛玉串料訴訟

③空地太神社訴訟　④靖国神社公式参拝問題

4　次のうち，「検閲の禁止」についての訴訟を選べ。

①チャタレイ事件　②東大ポポロ事件

③三菱樹脂事件　④家永教科書訴訟

5　次のうち，冤罪事件としてふさわしくないものを選べ。

①滝川事件　②免田事件　③財田川事件　④足利事件

6　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索・押収に対しては令状主義がとられるが，令状は誰が発行するか？

①天皇　②検察官　③裁判官　④警察官

7　「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権について記載があるのは，憲法の第何条か？

①第１条　②第９条　③第 25 条　④第 96 条

8　“労働三法”としてふさわしくないものを選べ。

①労働組合法　②労働関係調整法　③労働基準法　④労働契約法

9　すべての公務員がもっていない権利とは？
①勤労権　②団結権　③団体交渉権　④争議権〔団体行動権〕

10　公務員の違法な行為などによって損害を受けた国民が，国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利を何というか？
①請願権　②国家賠償請求権
③損失補償請求権　④刑事補償請求権

11　日本国憲法における国民の三大義務としてふさわしくないものを選べ。
①教育を受ける義務　②教育を受けさせる義務
③勤労の義務　④納税の義務

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ② | 2 | ① | 3 | ① | 4 | ④ | 5 | ① |
| 6 | ③ | 7 | ③ | 8 | ④ | 9 | ④ | 10 | ② |
| 11 | ① | | | | | | | | |

# 第５講　新しい人権と公害・環境問題および資源・エネルギー問題

## １　新しい人権

### ①新しい人権の登場

**日本国憲法に明文の規定はない**が，幸福追求権などを根拠に唱えられるようになった人権を「**新しい人権**」という。環境破壊や公害発生，高度情報化にともなう権利侵害，政治・経済のグローバル化など，複雑で多様化した社会の形成が背景となっている。

### ②環境権

環境破壊や公害を防ぎ，良好な環境を享受（きょうじゅ）して暮らす権利。憲法第 13 条（幸福追求権・人格権←「個人の尊重」原理から導かれる）や第 25 条（生存権）を根拠に主張されるようになった。嫌煙（けんえん）権や日照（にっしょう）権・眺望（ちょうぼう）権・静穏（せいおん）権・景観権なども含む。**大阪空港公害訴訟**（1981 年）に代表されるように，**環境権を明確に認めた最高裁判所の判例（はんれい）はない。**

※**国連人間環境宣言**（1972 年）は環境権を世界共通の基本的権利としている。外国では，憲法に環境保護規定を明文化する国が増えている。

※国は**環境基本法**（1993 年）や**環境アセスメント法〔環境影響評価法〕**（1997 年）を制定。地方公共団体では，神奈川県川崎市が全国に先駆け環境アセスメント条例を制定している（1976 年）。

## ③知る権利

高度情報化社会が進む中，情報を国・地方公共団体に妨げられることなく知る自由（＝自由権）。また，必要な情報の提供を国･地方公共団体に求める権利（＝社会権）でもある。おもに憲法第 21 条「表現の自由」を根拠に主張されてきたが，**情報公開制度**の確立を求める運動が展開され，国が**情報公開法**を制定したのは 1999 年。地方公共団体では，国に先立ち**情報公開条例**が制定されている。

※外交や防衛などの「特定秘密」を漏洩（ろうえい）した者に重罰を科す**特定秘密保護法**（2013 年制定）については，政府への監視を困難にし，知る権利を侵害しかねない，と批判の声も多い。

※知る権利（ここでは「報道の自由」）をめぐる最初の裁判として，外務省公電漏洩事件（1978 年，被告が敗訴）が有名。

## ④プライバシーの権利

A　プライバシーという言葉

従来は「**私生活をみだりに公開されない権利**」，近年は「**自己情報をコントロールする権利**」と理解されている。憲法第 13 条の幸福追求権を根拠に主張される権利。私人（しじん）間の「プライバシーの権利」と「表現の自由」との調整をはかる問題は，三島由紀夫の**『宴（うたげ）のあと』事件**判決（1964 年，損害賠償）で初めて認知された。他に，柳美里（ユウミリ）の**『石に泳ぐ魚』事件**判決（2002 年，出版差し止め）が有名。

※インターネットの発達により，一般の人々が情報の送り手ともなる現代では，**肖像権**などについても議論が深められている。

B　個人情報

国の**個人情報保護法**制定は 1988 年。1999 年には全国民の住民票にコード番号をつけ一元的に管理することが決まり，**住民基本台帳ネットワーク〔住基ネット〕**は 2002 年から稼働している。それを受け，行政機関だけでなく民間事業者も対象とする**個人情報関連五法**が制定された（2003 年）。地方公共団体では，国に先立ち**個人情報保護条例**が制定されている。

※ 2013 年，全国民に 12 桁（けた）の番号を割り当て，税・社会保障などにおける個人情報を一元管理する**個人番号法**が制定された。**マイナンバー制度**〔共通番号制度〕は 2016 年から本格的に開始されている。

## ⑤アクセス権

　言論の自由を実現するためには，巨大化した**マス・メディア**を開かれたものにし，情報の受け手が広くそれに接近・参入し利用する権利があるとする主張。具体的には，意見広告や反論記事の掲載（けいさい）・番組参加などをマス・メディアに要求する権利。

※報道により損なわれた利益の回復を要求する**反論権**という形であらわれる。

## ⑥自己決定権

　一定の私的事項（生活・信条や趣味・嗜好（しこう）など）について権力的な干渉・介入を受けず自ら決定する権利。しかし，たとえば自殺や**尊厳（そんげん）死・安楽死**，代理母・代理出産，臓器（ぞうき）移植が含まれるかなど多くの議論がある。

※生命科学や医療技術の進歩にともない，**生命倫理〔バイオエシックス〕**が問われるようになり，人権のあり方に多くの問題を投げかけている。近年は，医療現場で**インフォームド・コンセント**〔説明にもとづく同意〕が欠かせず，患者の自己決定権が注目されている。

## ⑦平和的生存権

　日本国憲法前文の「平和のうちに生存する権利」は，戦争の惨禍（さんか）から逃れ，安全で平和な社会に生きること自体を人権として確認した世界初の憲法上の概念（がいねん）。しかし，憲法の条文そのものには規定がない。

## ⑧外国人の人権と難民問題

在日米軍関係者を除く国内の外国人は，**出入国管理及び難民認定法〔入管法〕**と外国人登録法で管理されてきたが，2012年から一元的な在留管理制度へと移行し，**外国人登録制度は廃止**された。しかし，国際的な人権保障の潮流と国内の状況が対立し，調整の必要が生じることも多い。

※外国人とは「日本国籍を有しない者」であり，出生地や肌の色が基準ではない。日本に帰化し国籍を有していれば日本人。

※大都市では在日外国人への差別をあおる，街頭での宣伝活動（ヘイトスピーチ）が行われることもあり，問題化している。

A　**永住・定住外国人**

地方参政権の付与・公務員や国公立学校教員資格の国籍条項・民族学校の位置づけなど，国会で議論が続いている。

※地方自治体においては，公務員資格について一定の管理職以外は門戸を広げたり，住民投票を認める例もあるが，日本人からは帰化を求める声も強い。

B　**外国人労働者**（2019年に改正入管法が施行）

単純労働者は原則として認めないが，1990年の入管法改正にあたり，ブラジルなど日系外国人については制限が緩和された。また，外国人研修・**技能実習**制度による研修・実習生は受け入れている。さらに，インドネシアやフィリピンからは，看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。

※外国人労働者には労働基準法や最低賃金法，各種保険の規定が日本人と同様に適用される。ただし，保険については不法滞在者には労災保険以外適用されない。

※合法・不法滞在を問わず，外国人労働者の人権保障は十分とはいえず，また，生活習慣などの違いから起こる周辺住民との摩擦の解消など，解決すべき問題は多い。

C　**難民→**政治的理由などにより本国で迫害を受け他国に逃れた人

日本は1970年代後半以降，インドシナ半島からの難民を受け入れ，80年代前半には国連の**難民条約**や難民議定書に加わった。また，1991年から10年間，緒方貞子が**国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕**の高等弁務官を務め，日本社会の関心は高まった。

※しかし，日本は難民保護に積極的とはいえず，庇護希望者数・難民認定者数は，他の先進国に比べ少ない。

# ２　公害の防止

## ①公害問題

産業革命以後の，都市化と工業化の過程で発生した深刻な社会的災害。人間活動がもたらす環境・生態系の破壊が，相当の範囲にわたり人々の健康を損(そこ)ねたり，生活環境を悪化させるなどの被害を与えることを**公害**という。公害は「市場の失敗」の一つで，企業の生産活動や家庭の消費活動（＝私的費用）に際し，**社会的費用**を負担しないことから生じている。

明治時代，栃木県の衆議院議員**田中正造(しょうぞう)**らが渡良瀬(わたらせ)川流域の被害を訴えた**足尾銅山鉱毒事件**（1890 年代～）が**日本の公害問題の原点**とされる。

※明治時代には，企業の社会的責任〔CSR〕の先駆けとされる別子銅山煙害(えんがい)事件（愛媛県）も起きている。

A　**四大公害病→**戦後の高度経済成長期に発生

1960 年代後半に始まった**四大公害裁判**では，原告の住民側がすべての裁判で全面勝訴。「救済は被害者の原状回復を第一にすべきであり，金銭的補償は次善の手段でなければならない」という被害救済の原則を確立した。

あ　**水俣病**　　　　　　**（熊本県水俣湾）**

チッソの排出した**有機水銀**〔メチル水銀〕による水質汚濁(おだく)が原因。

い　**第二 [ 新潟 ] 水俣病（新潟県阿賀野川流域）**

昭和電工が排出した**有機水銀**〔メチル水銀〕による水質汚濁が原因。

う　**イタイイタイ病**　　**（富山県神通(じんづう)川流域）**

三井金属鉱業の神岡(かみおか)鉱山（岐阜県）から出た**カドミウム**による水質汚濁が原因。

え　**四日市ぜんそく**　　**（三重県四日市市）**

石油化学コンビナート各企業の排出した**亜硫酸(ありゅうさん)ガス**による大気汚染が原因。

B　**典型(てんけい)七公害**

**騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌(どじょう)汚染・水質汚濁・地盤沈下**の７つ。

C　新たな公害問題

国や地方公共団体および企業による公害対策の結果，重化学工業による**産業公害**は減少したが，**都市公害**や**生活公害**が**アメニティ**〔環境快適性〕を悪化させている。光化学スモッグや排ガス問題，ヒートアイランド現象，生活排水やゴミ処理問題，電波障害，ハイテク汚染〔IC 公害〕，**環境ホルモン**〔内分泌（ないぶんぴつ）かく乱化学物質〕の発生など。

※現在では使われなくなった**アスベスト〔石綿（いしわた）〕**による健康被害や，環境ホルモンの一種である**ダイオキシン**による土壌汚染など，産業廃棄物被害も近年大きな話題となっている。

## ②公害および環境対策

1967年　**公害対策基本法制定**

　※環境基準の設定を規定。

1970年　“公害国会”

　※公害対策基本法の「経済調和条項」を削除。

1971年　**環境庁**設置

1973年　**公害健康被害補償法**制定

　※被害者は裁判を待たず療養(りょうよう)費・障害補償費などの給付を受ける。

**1993年**　**環境基本法**制定

　※公害対策基本法と自然環境保全法を統合。

　※以後５次にわたり環境基本計画を作成。

1995年　**容器包装リサイクル法**制定

1997年　**環境アセスメント法〔環境影響評価法〕**制定

　※発電所や大規模林道(りんどう)など14種の事業が対象

1998年　**家電リサイクル法**制定

2000年　**循環(じゅんかん)型社会形成推進基本法**制定

　※**３R（リデュース〔削減〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用〕**）に取り組み**ゼロ・エミッション**〔廃棄物ゼロ〕の循環型社会をめざす。

　※リフューズ〔拒否〕・リペア〔修理〕を加え４R・５Rとも

　　公共機関は**グリーン購入法**制定

　※資源のリサイクルや環境保護に配慮した消費者（グリーン・コンシューマー）であることを広く求める

　食品リサイクル法・建設リサイクル法制定

2001年　環境庁が**環境省**として再編

2002年　自動車リサイクル法制定

2012年　小型家電リサイクル法制定

上記の他，全都道府県が公害防止条例を制定。また，**汚染者負担の原則〔PPP〕**・**無過失責任制**の採用，温室効果ガスの**排出量取引制度**の採用，個別の**濃度規制**から地域全体の**総量規制**への環境基準変更などがある。

※日本では**環境税**の中心となる**炭素税**は採用されていないが，石油石炭税に上乗せされる形で地球温暖化対策税〔環境税〕を2012年から導入。また，エコカー（ハイブリッド車や電気自動車）減税などが行われている。

※企業による**環境保全規格（ISO〔国際標準化機構〕14000シリーズ）**取得や，市民による**ナショナル・トラスト運動**など自然環境保護運動も進められている。

# ３　環境の保全

## ①地球環境問題

産業の発展や開発の進展が引き起こした地球全体に関わる破壊・汚染を**地球環境問題**という。

A　**地球温暖化**

化石燃料燃焼にともなう **$CO_2$〔二酸化炭素〕**やメタンなどの**温室効果ガス**の放出により，気温上昇・海面上昇・**異常気象**（熱波や大雨など）が起きる。

※南太平洋のツバルは国土が水没の危機に瀕している。

B　**オゾン層の破壊**

冷房・冷却媒体やハイテク産業の洗浄剤，スプレーなどに多用される**フロンガス**を放出すると，オゾン層が破壊される。その結果，農産物や水中プランクトンに悪影響を与え，皮膚がんや白内障を多発させる有害な**紫外線**が増加する。北極や南極の上空では，オゾン濃度が半分程度にまで減少した**オゾンホール**が見つかっている。

※ウィーン条約（1985 年）・**モントリオール議定書**（1987 年）を受け，先進国では 1996 年に特定フロンを全廃。しかし，代替フロンの廃止についてはまだ解決していない。

C　**酸性雨**

自動車・工場・家庭などから大気中に放出される窒素酸化物や硫黄酸化物が原因。森林や農産物への被害，河川・湖沼の酸性化による生物の死滅，歴史的建造物の腐食など，さまざまな影響が出る。

D　**森林（おもに熱帯林）の減少**

道路や耕地の開発・**焼畑**耕作・薪炭材の採取・過剰な家畜の放牧・先進国による過剰な伐採などが原因。その減少は地球温暖化や砂漠化の原因ともなる。

E　**砂漠化**

過剰な家畜の放牧や森林伐採が，乾燥帯において砂漠化を進展させている。

F　**野生生物種の喪失〔生物多様性の減少〕**

乱獲だけでなく，生息地の破壊により絶滅した生物（絶滅種）と，絶滅が危惧（きぐ）される生物（絶滅危惧種）は増え続けている。

※水鳥（みずとり）の生息地である湿地（しっち）を保護する**ラムサール条約**（1971 年），絶滅の恐れがある野生動植物の取引を規制する**ワシントン条約**（1973 年）の他，総合的な**生物多様性条約**（1992 年）がある。

G　**有害廃棄物の移動〔越境（えっきょう）汚染〕**

1989 年，水銀やカドミウムなど有害廃棄物の輸出入を規制する**バーゼル条約**を採択。

H　その他

水資源の減少，海洋汚染，原子力発電により生み出される放射性廃棄物問題など。

## ②環境問題への取り組み

**1972 年　国連人間環境会議**

※スウェーデンの**ストックホルム→「かけがえのない地球」**

※**人間環境宣言**を採択し**国連環境計画〔UNEP〕**を設立。

**1992 年　国連環境開発会議〔地球サミット〕**

※ブラジルの**リオデジャネイロ→「持続可能な開発」**

※リオ宣言および行動計画の**アジェンダ 21** を採択。

※**気候変動枠(わくぐ)組み条約〔地球温暖化防止条約〕**と**生物多様性条約**を調印。

1997 年　国連環境開発特別総会

**気候変動枠組み条約第３回締約国会議〔COP3・京都会議〕**

※先進国に温室効果ガス削減を義務づける**京都議定書**を採択。

※①国際排出量取引②クリーン開発メカニズム③共同実施の３点からなる**京都メカニズム**導入を決定。

2001 年　アメリカが京都議定書の離脱を表明

2002 年　持続可能な開発に関する世界首脳会議〔**環境・開発サミット**・リオ + 10〕

※南アフリカの**ヨハネスブルク**

※ヨハネスブルク宣言を採択。

2005 年　京都議定書発効→ロシアの批准(ひじゅん)による

※ 2012 年には京都議定書の８年間延長が決定。

2012 年　国連持続可能な開発会議〔リオ + 20〕

※ブラジルのリオデジャネイロ

2015 年　COP〔パリ会議〕パリ協定

〈 ***Note*** 〉

# ４　資源・エネルギー問題

## ①資源・エネルギー枯渇（こかつ）問題

資源には，石炭・石油などの**化石燃料**や，鉄鉱石・金・銀・銅・**レアメタル**〔希少（きしょう）金属〕などの**鉱物資源**，森林・サトウキビ・トウモロコシなどの**生物資源〔バイオマス〕**などがあり，熱源や動力となるものを**エネルギー資源**という。太陽光（こう）などを除く大半の資源はいずれ枯渇してしまう（＝資源の有限性）。また，存在する地域に偏りがある（＝資源の偏在性）。

※アジア・アフリカ・中南米の「**人口爆発**」も影響を与えている。

A　**エネルギー革命（1960 年前後）**

18 世紀後半，イギリスで始まった産業革命以来エネルギーの中心を担っていた石炭が石油に取って替わられたこと。

B　**『成長の限界』**（1972 年）

**ローマクラブ**のレポートで資源枯渇を警告。

C　**第一次石油危機（1973 年）・第二次石油危機**（1979 年）

原油価格が高騰し，省エネルギー化と代替エネルギー開発が進む。

D　**資源ナショナリズム**の動き（1960 年代～）

国際石油資本〔メジャー〕に対抗し，**石油輸出国機構〔OPEC〕**・**アラブ石油輸出国機構〔OAPEC〕**を設立。また，1974 年の**国連資源特別総会**において**新国際経済秩序〔NIEO〕**樹立に関する宣言を採択。

## ②エネルギー不足への対策

とくに日本は資源の量が少なく，エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている。

A　**石油代替（だいたい）エネルギー**

あ　**天然ガス**

発熱量が高い割に $CO_2$ の発生量が少ない。

い　**原子力**→世界の約 10%近くの発電量を占める

使用済み核燃料など廃棄物処理問題や，原発事故の発生など問題点も多い。

※日本では高速増殖炉（ぞうしょくろ）の導入やプルサーマル計画を推進してきたが…。

※**スリーマイル島（とう）原発（1979 年，アメリカ）・チェルノブイリ原発（1986 年，ソ連ウクライナ共和国）・福島第一原発（2011 年，日本）**での大事故は世界に衝撃を与えた。

う　その他

石炭の見直し，**シェール**ガス・オイルサンド・メタンハイドレート・バイオエタノールなど。

※発電とともに蒸気や熱などを同時に利用する「**コージェネレーション**」や，電力の効率的利用をはかる「スマートグリッド」なども注目されている。

B　**再生可能エネルギー**→自然エネルギーが中心

水力の見直し，**太陽光・風力**・波力（はりょく）・潮力（ちょうりょく）・**地熱・バイオマス**〔生物資源〕など。

※ドイツで再生可能エネルギー固定価格買取制度（1991 年）が始まり，日本でも福島第一原発事故を受け，**再生可能エネルギー特別措置法**が制定された（2011 年）。

# 政治編　第５講　確認テスト

1　次のうち，環境権に含まれないものはどれか？
①嫌煙権　②日照権　③景観権　④平和的生存権

2　環境アセスメント条例と環境アセスメント法，情報公開条例と情報公開法それぞれの制定順とは？
①ともに条例制定（地方公共団体）が先
②ともに法制定（国）が先
③環境アセスメント条例に関しては先
④情報公開条例に関しては先

3　報道の自由という「知る権利」をめぐる初の裁判とは？
①大阪空港公害訴訟　②外務省公電漏洩事件
③『宴のあと』事件　④『石に泳ぐ魚』事件

4　近年の医療現場では欠かせない「十分な説明に基づく同意」とは？
①ナショナル・トラスト　②ゼロ・エミッション
③インフォームド・コンセント　④スマートグリッド

5　1991 年から約 10 年間，日本の緒方貞子がトップを務めた国連機関とは？
①国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕
②国連児童基金〔UNICEF〕
③国連環境計画〔UNEP〕
④国連大学〔UNU〕

6　「日本の公害問題の原点」とされるものは？
①足尾銅山鉱毒事件　②別子銅山煙害事件
③水俣病　④四日市ぜんそく

7　イタイイタイ病の原因物質とされるものは？
①有機水銀　②カドミウム　③亜硫酸ガス　④ダイオキシン

8　1993 年に制定され，環境基本計画作成の基本となっている法とは？
①公害対策基本法　②環境基本法
③環境アセスメント法　④循環型社会形成基本法

9　循環型社会をめざすうえで重要とされる「３Ｒ」としてふさわしくないものを選べ。
①リデュース　②リユース　③リサイクル　④リフレッシュ

10　オゾン層破壊のおもな要因となる物質とは？
①レアメタル　②フロンガス　③オイルサンド　④バイオエタノール

11　水鳥の生息地である湿地を保護する国際条約とは？
①ラムサール条約　②ワシントン条約
③バーゼル条約　④生物多様性条約

12　1992 年に国連環境開発会議が開かれた都市は？
①ストックホルム　②リオデジャネイロ　③京都　④ヨハネスブルク

13　大規模な原発事故が起きた場所としてふさわしくないものを選べ。
①スリーマイル島　②チェルノブイリ　③福島　④モントリオール

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ④ | 2 | ① | 3 | ② | 4 | ③ | 5 | ① |
| 6 | ① | 7 | ② | 8 | ② | 9 | ④ | 10 | ② |
| 11 | ① | 12 | ② | 13 | ④ | | | | |

# 第６講　平和主義

## 1　日本国憲法の平和主義

### ①敗戦（1945 年）

A　国土の荒廃（こうはい）

本土空襲，沖縄戦，広島・長崎への原爆投下など。

B　“大東亜共栄圏”の崩壊

あ　台湾・澎湖（ほうこ）諸島，南樺太，朝鮮支配の終焉（しゅうえん）

い　満州・サイパンなど占領地からの撤退。

C　連合国による初期対日占領政策→非軍事化・民主化

あ　陸海軍の解散と消滅

い　戦犯容疑者の逮捕と東京裁判〔極東国際軍事裁判〕

う　公職追放

**②日本国憲法の規定**→国民主権・平和主義・基本的人権の尊重が三大基本原理

A　**前文**

「政府の行為によつて再び**戦争の惨禍**(さんか)が起こることのないやうに決意し…」

「日本国民は，**恒久**(こうきゅう)**の平和**を念願し，人間相互の関係を支配する崇高(すうこう)な理想を深く自覚するのであつて，**平和**を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは，**平和**を維持し，専制と隷従(れいじゅう)，圧迫と偏狭(へんきょう)を地上から永遠に除去しようと努めてゐる**国際社会**において，**名誉ある地位**を占(し)めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく**恐怖と欠乏**(けつぼう)から免(まぬか)れ，**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」

B　**第９条**

日本国憲法は，徹底した非戦・非武装主義と平和的生存権の承認を宣言している点で，画期的な**平和憲法**といえる。→「**人間の安全保障**」の先駆(せんく)

あ　**戦争の放棄**

「日本国民は，正義と秩序を基調とする**国際平和**を誠実に希求(ききゅう)し，**国権の発動たる戦争**と，**武力による威嚇**(いかく)又は**武力の行使**(こうし)は，**国際紛争**を解決する手段としては，永久にこれを**放棄**する。」

※日本は 1928 年締結の**パリ不戦条約〔ケロッグ・ブリアン条約〕**にも加盟している。

い　**戦力の不保持・交戦権の否認**

「前項の目的を達するため，**陸海空軍その他の戦力**は，これを保持しない。国の**交戦権**は，これを認めない。」

---

# ２　日米安全保障条約と自衛隊

## ①日本の独立と日米安全保障条約

中華人民共和国の成立（1949 年）や朝鮮戦争開始（1950 年）など東西冷戦の激化にともない，アメリカの対日政策が転換。西側諸国への組み入れが進む。

**1951 年**　**サンフランシスコ平和条約**調印→社会主義国を除く単独講和

※奄美（あまみ）・小笠原（おがさわら）・沖縄の各諸島はアメリカの施政権下に。

**日米安全保障条約**締結→片務（へんむ）的

※ GHQ の占領軍はアメリカの駐留軍へ。

※アメリカの日本防衛義務欠如・条約期限不明確・内乱条項など。

1952 年　サンフランシスコ平和条約発効→独立回復

**日米行政協定**締結

※日本は米軍に基地を無償提供し防衛分担金を負担。

1953 年　奄美群島返還（鹿児島県）

1955 年　第一回原水爆禁止世界大会

1956 年　日ソ共同宣言

日本が国際連合に加盟

1959 年～**安保闘争**〔60 年安保〕開始→第二次岸信介（のぶすけ）内閣

**1960 年**　**日米相互協力及び安全保障条約〔新日米安保条約〕**締結→双務的

※アメリカの日本防衛義務を明記・条約期限は 10 年間など。

※在日米軍の重大行動に関する**事前協議制**。→その例はなし

**※日本及び在日米軍基地への攻撃に対する共同行動。**

**日米地位協定**締結→国内における米軍の行動について定めたもの。

※防衛分担金を廃止

1965 年～ベトナム戦争本格化

1968 年　小笠原諸島返還（東京都）

**1970 年**　**新日米安保条約自動延長**

※ 70 年安保闘争

1972 年　沖縄返還（沖縄県）

※米軍基地の約 70％が沖縄県に集中

日中共同声明

1978 年　**日米防衛協力のための指針〔旧ガイドライン〕**発表

米軍基地への「**思いやり予算**」の負担開始

日中平和友好条約

〈 ***Note*** 〉

## ②自衛隊の設置

1950 年　朝鮮戦争勃発→ 53 年に休戦

**警察予備隊**発足→第三次吉田茂内閣

※ GHQ の指令による。

1952 年　日本の独立回復

**保安隊**発足→第四次吉田茂内閣

**1954 年**　MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結

※日本はアメリカの援助を受けるかわりに防衛力増強の義務を負う。

**自衛隊**発足→第五次吉田茂内閣

※自衛隊（陸上・海上・航空）の最高指揮監督権は内閣総理大臣がもつ。

※「**専守防衛**」にあたる自衛隊の行動については国会の承認が必要。

**防衛庁**設置

※防衛庁長官は文民→**文民統制〔シビリアン・コントロール〕**。

※一連の防衛力整備計画により自衛隊の増強にあたる。

1976 年　「防衛計画の大綱（たいこう）」決定→三木武夫（みきたけお）内閣

※防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定。

1986 年　安全保障会議の設置→国防会議を廃止

※のち国家安全保障会議に改組（2013 年）

1987 年　防衛費 GNP １％枠を突破→第三次中曽根康弘（なかそねやすひろ）内閣

1991 年　湾岸戦争勃発

※日本は多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出。

※戦争終結後に自衛隊の掃海艇（そうかいてい）を派遣。

1992 年　**PKO〔国連平和維持活動〕協力法**制定→宮沢喜一（きいち）内閣

※本格的な「国際貢献（こうけん）」の開始。

※以後**カンボジア**・モザンビーク・ザイール（現コンゴ民主共和国）・シリアのゴラン高原・ネパール・東ティモール・南スーダンなどへ自衛隊を派遣。

2002 年　改正 PKO 協力法制定

※停戦監視や放棄された武器の処分など PKF〔平和維持軍〕本体業務への活動も可能に。

2006 年　自衛隊法を改正

※自衛隊の海外活動は国土防衛と並ぶ「本来業務」に。

2007 年　防衛庁が**防衛省**に昇格→第一次安倍晋三内閣

※防衛大臣は文民。

2013 年　**国家安全保障会議**〔日本版 NSC〕の設置→第二次安倍晋三内閣

※国防についての重要事項を決定，内閣総理大臣が議長。

## ③安保・自衛隊に関する合憲・違憲を争う訴訟

日米安保条約による米軍の駐留と，警察予備隊→保安隊→自衛隊と続く日本の実質的な軍事力増強は，**日本国憲法第９条**との関係で，**解釈改憲**や明文(めいぶん)改憲〔**憲法改正問題**〕など激しい論争となってきた。

A　**日米安保条約に関する訴訟**

**砂川事件**（東京都，1957 年～）

※一審で違憲判決。最高裁は**統治行為論**（＝一見(いっけん)極めて明白に違憲・無効と認められない限り司法審査になじまないとする）により判断回避。

B　**自衛隊に関する訴訟**

政府解釈は「**自衛のための必要最小限度の実力**」は禁止されていない，自衛隊は「戦力」にはあたらないとしている。→自衛力合憲論

あ　**恵庭(えにわ)事件**（北海道，1962 年）

※一審で判断回避。

い　**長沼ナイキ基地訴訟**（北海道，1982 年）

※一審で違憲判決。二審で「統治行為論」により判断回避。最高裁は憲法問題には触れず上告を棄却。

う　**百里(ひゃくり)基地事件**（茨城県，1989 年）

※一審で「統治行為論」により自衛隊の違憲性は審査対象とせず。二審と最高裁は判断回避。

〈***Note***〉

# ３　平和主義に関わる諸問題

## ①核兵器問題

1967 年，第二次**佐藤栄作内閣**が「**もたず，作らず，もち込ませず**」の**非核三原則**を表明。1971 年に国会決議，法制化はせず日本の国是となる。

※ 2010 年，アメリカの核搭載艦の寄港を黙認する「広義の密約」（1960 年）と，有事の際の核もち込みに関する密約（1972 年，沖縄返還時）があったことを，日本政府が認めた。

## ②国防問題

1967 年　**武器輸出三原則**表明→第二次佐藤栄作内閣

※①共産圏②国連決議で武器輸出を禁止した国③国際紛争当事国とその恐れのある国へ武器を輸出しない

※ 1976 年にすべての国への輸出を事実上禁止。

1989 年　マルタ会談により東西冷戦終結

1996 年　**日米安全保障共同宣言**発表→**安保再定義**

1997 年　**新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕**発表

1999 年　**周辺事態法**など**ガイドライン関連法**制定→小渕恵三内閣

※周辺地域で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態（＝**周辺事態**）が起これば自衛隊は米軍に軍事協力。

2001 年　**テロ対策特別措置法**制定→第一次小泉純一郎内閣

※ 9.11 **アメリカ同時多発テロ**を受け対テロ戦争での米軍の後方支援。

※アフガニスタン攻撃を行う米軍に対しインド洋上で給油活動。

※初の戦時下での海外派遣。

2003 年　**イラク復興支援特別措置法**制定

※米英が始めたイラク戦争を受けイラクの非戦闘地域で自衛隊が活動。

**武力攻撃事態対処法**など**有事法制関連三法**制定→武力攻撃予測事態も想定

2004 年　**国民保護法**・米軍行動円滑法など**有事法制関連七法**制定

※緊急事態への国内の対応を定めた**有事法制**の基本的枠組みが整う。

2006 年　日米政府が在日米軍再編に合意

2008 年　**補給支援特別措置法〔新テロ対策特措法〕**制定

※インド洋上での給油・給水活動。

2009 年　**海賊対処法**成立→海上自衛隊をソマリアに派遣

※自衛隊は攻撃されていなくても武器使用可能。

2012 年　沖縄県の米軍普天間飛行場に新型輸送機オスプレイ配備

※普天間飛行場は辺野古のキャンプ・シュワブへの移転が合意されている。

2014 年　**防衛装備移転三原則**の閣議決定→第二次安倍晋三内閣

※従来の武器輸出三原則にかわるもの。

**集団的自衛権**行使容認の閣議決定→憲法解釈の変更

※自国が直接武力攻撃をされていなくても同盟国に対する武力攻撃を自国への攻撃とみなし反撃することができる。

※従来は**個別的自衛権**行使のみ憲法上認められると解釈してきた。

2015 年　**安全保障関連法**制定

---

# 政治編　第６講　確認テスト

1　日本が敗戦したのは西暦何年か？

① 1931 年　② 1941 年　③ 1945 年　④ 1951 年

2　1951 年に締結，翌年発効して日本が独立した条約とは？

①ヴェルサイユ条約　②パリ不戦条約

③サンフランシスコ平和条約　④日ソ共同宣言

3　1951 年に調印された日米安全保障条約の内容としてふさわしくないものを選べ。

①アメリカの日本防衛義務欠如

②条約期限不明確

③内乱条項の存在

④在日米軍の重大行動に関する事前協議制

4　60 年安保闘争時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②岸信介　③佐藤栄作　④三木武夫

5　1960 年，安保改定に伴い締結された，国内における米軍の行動について定めた協定とは？

①日米行政協定

②日米地位協定

③日米防衛協力のための指針〔旧ガイドライン〕

④新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕

6　日本がアメリカから 1972 年に返還され，在日米軍基地の約 70％が集中している地名とは？

①樺太　②奄美諸島　③小笠原諸島　④沖縄

7　次の事項を時系列順に並べたさい，３番目となるものを選べ。
①警察予備隊発足　②保安隊発足
③自衛隊発足　④日米安全保障条約調印

8　1992 年，PKO 協力法にもとづき初めて自衛隊が派遣された国とは？
①カンボジア　②モザンビーク　③東ティモール　④南スーダン

9　日米安保条約に関する合憲・違憲を争う訴訟とは？
①砂川事件　②恵庭事件　③長沼ナイキ訴訟　④百里基地事件

10　非核三原則を表明した内閣とは？
①岸信介内閣　②佐藤栄作内閣　③宮澤喜一内閣　④安倍晋三内閣

11　2001 年９月 11 日のアメリカ同時多発テロを契機に制定されたものは？
①周辺事態法　②テロ対策特別措置法
③イラク復興支援特別措置法　④国民保護法

12　集団的自衛権行使容認の閣議決定をした内閣とは？
①鳩山由紀夫内閣　②菅直人内閣
③野田佳彦内閣　④安倍晋三内閣

解答

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　③ | 2　③ | 3　④ | 4　② | 5　② |
| 6　④ | 7　② | 8　① | 9　① | 10　② |
| 11　② | 12　④ | | | |

# 第７講　国会（立法権）

## １　国会の地位と立法権→憲法第 41 条

国会は**議会制民主主義**の中心的役割を果たす重要な地位を与えられている。

### ①国権の最高機関

Ａ　**国会中心主義**

国民主権を保障し，国会が国政の中心であることを明示。

Ｂ　国会議員は**全国民を代表**する

### ②国の唯一の立法機関

Ａ　国会中心立法の原則

**法律は国会で制定**され，天皇により公布される。

※内閣の政令・各省大臣の省令制定，地方公共団体の条例制定に関して，法律にもとづかない命令（独立命令）や条例は認められない。

Ｂ　国会単独立法の原則

地方特別法の住民投票を除き，立法手続きに他の機関の関与は禁止。

〈 ***Note*** 〉

# ２　国会の構成と権限

## ①国会の構成

### A　二院制

選挙制度を変えることにより**民意を多元的に代表できる，審議を慎重に行える**，衆議院の解散中にも対応できる，などの利点がある。

あ　**衆議院→**戦前の衆議院を踏襲（とうしゅう）

**定数 465・任期４年・解散あり・被選挙権は 25 歳以上。**

※小選挙区 289・比例代表 176 の**小選挙区比例代表並立（へいりつ）制**の**総選挙**で選出。

い　**参議院→**戦前の貴族院を踏襲

**定数 248・任期６年・解散なし・被選挙権は 30 歳以上。**

※選挙区 148・比例代表 100 の併用で選出。**３年ごとに半数を改選。**

※参議院は「良識（りょうしき）の府」として，衆議院の行きすぎを抑制（よくせい）し，継続して安定した審議を行うことが期待されているが，政党化が進み，「衆議院のカーボンコピー」だとして，その存在意義を問う声も多い。

B　**衆議院の優越**

国会全体の意思決定は両院の決定の一致により行われるが，現実にはそれが難しい場合がある。**衆議院は，参議院に比べ任期が短く解散もあり，社会情勢に応じた国民の意思が反映されやすい**ので，下記について優越が認められている。

あ　**予算先議権**

い　**内閣不信任決議権**

う　**議決についての優越**

**予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名**および**法律案の議決**〔**再可決**〕。

※**予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名**の場合は，各議院で選出された各10名の議員で構成される**両院協議会**を**必ず**開くが，意見が一致しない場合には衆議院の議決が優越する。また，一定期間（予算の議決・条約の承認は30日以内，内閣総理大臣の指名は10日以内）に参議院が議決しない場合，衆議院の議決が**自然承認**される。

※**法律案**は，衆・参どちらから先に審議してもよく，原則として両議院で可決したとき法律となる。しかし，参議院が否決をするか，衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合これを否決したものとし，**衆議院が出席議員の３分の２以上で再可決すれば法律となる**。この場合，**任意**で**両院協議会**を開くこともできる。

## ②国会の権限

A　立法上の権限

あ　**法律制定権**

議員提出法案を国会に提出するには，衆議院議員 20 人以上または参議院議員 10 人以上の賛成が必要。

※予算をともなう法律案は，衆議院議員 50 人以上または参議院議員 20 人以上の賛成が必要。

い　**条約承認権**

条約締結権は内閣にあるが，事前（場合によっては事後）に国会の承認を要する。

う　**憲法改正の発議権**

**衆・参各議院の総議員の３分の２以上**で発議。

B　行政監督上の権限

あ　**内閣総理大臣の指名議決権**

い　**衆議院の内閣不信任決議権**

**参議院**も内閣の責任を追及するために**問責決議**を行えるが，たとえ可決されても法的拘束力はない。

う　**国政調査権**

国政全般について調査する権限。ただし，司法権の独立を侵すような権限の行使は，権力分立の原則から認められない。

※必要に応じて，証人の出頭・証言，記録の提出を要求できる。国政調査権の行使については議院証言法が制定されており，**証人喚問**で偽証した場合には厳しい罰則がある。

C　司法上の権限

**弾劾裁判所を設置**する権限

※弾劾裁判所は衆・参７人ずつ計 14 人の国会議員で構成される。衆・参 10 人ずつ計 20 人の国会議員からなる裁判官訴追委員会の訴追を受けて裁判が行われ，これまで７件の裁判官罷免例がある。

D　財政上の権限→財政面について内閣が国会に報告する義務あり

あ　**予算の議決権**

い　**決算の承認権**

う　**租税法律主義**

国の収入である租税の賦課（ふか）・徴収（ちょうしゅう）は，法律によらなければならない。

E　議院の自律的権限

あ　議員の資格に関する争訟（そうしょう）の裁判権

い　役員の選任権

う　議院規則制定権および議員懲罰（ちょうばつ）権

議員の除名には，出席議員の３分の２以上の賛成が必要。

---

# ３　国会の活動

## ①国会の種類→一定の期間を限って活動（会期制）

A　**通常国会〔常会〕**

毎年１回，**１月に召集**され，予算の審議などを行う。**会期 150 日。**

※一度に限り会期の延長も可能。

B　**臨時国会〔臨時会〕**

**内閣が必要と認めたとき**，または**いずれかの議院の総議員の４分の１以上の要求**により召集。会期不定。

C　**特別国会〔特別会〕**

衆議院が解散されると，40 日以内に総選挙を実施。**総選挙後 30 日以内に召集。内閣総理大臣の指名**を行う。

D　**参議院の緊急集会**

**衆議院閉会中**，国会の審議を必要とする緊急事態が生じたとき，内閣の求めにより**参議院で召集。**

※ここでの議決事項は，次の国会開会後 10 日以内に衆議院の同意が得られなければ，その効力を失う。

## ②国会の運営

A　**本会議→**公開が原則

衆議院・参議院それぞれに分かれた全体会議で，**総議員の３分の１以上の出席で成立。**特別な場合を除き，**議決は出席議員の過半数**で行われる。

※議決した議案は，同一会期中に再び審議することはできない。

B　**委員会→**非公開が原則

能率的な議会運営のため，本会議に先立ち，議案の実質的審議や国政の調査を実施。付託（ふたく）された議案は出席議員の過半数により議決される。

※アメリカにならい**委員会中心主義**を採用。予算委員会など衆・参ともに 17 の**常任委員会**があり，議員はいずれかに所属し，議案の審議にあたる。また，必要に応じ災害特別委員会のような**特別委員会**が置かれる。

※委員会中心主義は，議員の専門化や集中的な審議により議事運営が効率化するという長所もあるが，関係省庁の官僚や圧力団体と議員が結びつきやすい。また，本会議の形骸化（けいがいか）という問題も抱える。

C　**公聴会（こうちょうかい）→**予算委員会では開会を義務づける

委員会が開くもので，利害関係者や有識者（ゆうしきしゃ）などの公述人（こうじゅつにん）が意見陳述。予算委員会以外は必要に応じ開かれる。

〈 ***Note*** 〉

## ③国会議員の特権→国会議員は「全国民の代表」

A　**歳費特権**

国会議員は，その活動の報酬として，法律の定めるところにより，国庫から相当額の**歳費**を受ける。

B　**不逮捕特権**

**国会の会期中は**，現行犯によるものと所属議院の許諾があった場合を除き，**逮捕されない**。

C　**免責特権**

院内で行った演説・討論・表決などの政治活動については，**院外で責任を問われない**。

## ④国会の問題点

A　**政党主導の運営**

党議拘束，**国対政治**などが国会審議を形骸化させているとの批判がある。

※国対政治とは，法案をめぐる複雑な駆け引きが各党の国会対策委員の間の折衝で行われる，不透明な国会運営をいう。

B　**“ねじれ国会”**→ねじれ現象

衆議院の与党と参議院の多数派とが異なる状態。近年では2007年と2010年の参議院選挙後に生じた。衆議院で与党が３分の２以上の議席を占めていない場合，与野党が対立する内閣提出法案を成立させることは難しくなる。

※しかし，争点が明確化する面もある。

C　その他

**少ない議員立法**，会期の短さ，参議院のあり方など。

### ⑤**国会の改革→国会審議活性化法**の成立（1999 年）

A　**政府委員制度の廃止**

各省庁の官僚（かんりょう）が国務大臣に代わり答弁する制度を原則廃止。

※大臣や副大臣が直接答弁するようになった。

B　**党首討論〔日本版「クエスチョン・タイム」〕**

与野党の党首が政策について，週 1 回・45 分間，公開で討論する。イギリス議会の「クエスチョン・タイム」にならったもの。

※各党のもち時間は，国会での議席数に比例して決まる。

C　**副大臣・大臣政務官**の導入

従来の政務次官にかえて各省庁に配置。

D　国家基本政策委員会の設置

# 政治編　第７講　確認テスト

1　国会の地位について記されているのは憲法の第何条か？

①９条　②25条　③41条　④96条

2　日本における二院制のメリットとしてふさわしくないものを選べ。

①民意を多元的に代表できる　②審議を慎重に行える

③衆議院の解散中にも対応できる　④各界の有名人を選べる

3　参議院の定数と任期として正しいものを選べ。

①465・４年　②465・６年　③248・４年　④248・６年

4　「衆議院の優越」としてふさわしくないものを選べ。

①解散があること　②予算の先議権

③内閣不信任決議権　④議決についての優越

5　国会のもつ「立法上の権限」としてふさわしくないものを選べ。

①法律制定権　②条約承認権　③憲法改正の発議権　④国政調査権

6　内閣総理大臣の指名を行う国会とは？

①通常国会　②臨時国会　③特別国会　④参議院の緊急集会

7　本会議の成立条件としてふさわしいものを選べ。

①総議員の３分の２以上の出席　②総議員の過半数の出席

③総議員の３分の１以上の出席　④総議員の４分の１以上の出席

8　日本の国会の委員会中心主義は，どこの国にならったものか？

①中国　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

9　国会議員の特権としてふさわしくないものを選べ。

①歳費特権　②不逮捕特権　③免責特権　④独立命令権

10　衆議院の与党と参議院の多数派が異なる現象を何というか？
①両院協議会　　②ねじれ国会
③国対政治　　　④クエスチョン・タイム

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ④ | 3 | ④ | 4 | ① | 5 | ④ |
| 6 | ③ | 7 | ③ | 8 | ④ | 9 | ④ | 10 | ② |

# 第８講　内閣（行政権）

## １　内閣の地位と行政権→憲法第 65 条

大日本帝国憲法には内閣制度の規定はなく，各国務大臣がそれぞれ天皇を輔弼（ほひつ）した。日本国憲法には「**行政権は，内閣に属する**」とあり，行政の最高機関とされる。

※行政＝法律にもとづき実際に政策を行うこと。

---

## ２　内閣の組織と機能

### ①内閣とは？

首長である**内閣総理大臣〔首相〕**と他の**国務大臣**により組織される合議体。**首相は国会議員の中から国会の指名で選出**され，天皇により任命される。国務大臣は首相により任命される。**首相を含む閣僚（かくりょう）はすべて文民である**ことが条件。

※ 1999 年の改正内閣法により，首相の発議権や内閣府の総合調整権などが付与（ふよ）され，内閣の機能が強化された。

### ②議院内閣制

内閣の存立は国会の信任を条件とするという制度。通常は，国会（立法府）における多数党が，内閣（行政府）を掌握（しょうあく）する。

※戦前の内閣は議会の信任を必要とせず，時期によっては超然（ちょうぜん）主義も可能であった。

A　**内閣の国会への連帯責任**（＝責任内閣制）

B　**国会による内閣総理大臣の指名権**

C　**国務大臣の過半数は国会議員でなければならない**

首相を除く国務大臣は 14 人以内。特別に必要がある場合には 17 人（復興庁設置の間は 18 人）以内。

※現在は東京五輪・パラリンピック特別措置法により１名増加。

※国務大臣は衆･参両議院に出席し，議案について発言することができる。

D　**衆議院の内閣不信任決議**権に対する**内閣の衆議院解散**権

〈 ***Note*** 〉

## ③内閣の機能

A　一般行政事務とその統括

B　法律の執行（しっこう）

C　外交関係の処理

D　条約の締結

E　官吏（かんり）に対する事務処理

F　予算作成と国会への提出

G　法律案・議案の作成と国会への提出

H　法律の範囲内で**政令**・内閣府令・省令などの命令を制定
ただし，法律の委任がなければ，罰則や規定を設けたり権利を制限したりすることはできない。

I　恩赦（おんしゃ）の決定
国の祝典に際し刑の効果を減免することを恩赦といい，大赦（たいしゃ）・特赦・減刑・刑の執行免除・復権がある。

J　**天皇の国事行為に対する助言と承認**

K　**最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命**

L　臨時国会〔臨時会〕の召集の決定

## ④内閣の総辞職

A　**衆議院で内閣不信任案が可決**（または内閣信任案が否決）**され 10 日以内に衆議院が解散されないとき**

B　**総選挙後特別国会〔特別会〕が召集されたとき**

C　**内閣総理大臣が欠けたとき**

D　**内閣みずから総辞職を判断したとき**

### ⑤**内閣による衆議院の解散**→解散自体は国事行為として天皇が行う

解散から40日以内に総選挙が行われ，総選挙後30日以内に特別国会〔特別会〕が召集される。その際，内閣は総辞職し，10日以内に新たな内閣総理大臣の指名が行われる。

※このように，衆議院が解散されると最大80日間国会は閉会され，政治は停滞する。

A　**７条解散**

内閣総理大臣の判断による一般的な解散。

※かつて苫米地（とまべち）訴訟で７条解散の合憲性が問われたが，最高裁判所は統治行為論により憲法判断を回避した（1960年）。

B　69条解散

**衆議院の内閣不信任決議による**内閣総辞職の代わりに10日以内に衆議院を解散。

※これまでに1948年・53年・80年・93年の４回ある。

---

# ３　内閣総理大臣〔首相〕

## ①地位

A　大日本帝国憲法〔明治憲法〕

「同輩中の首席」にすぎず，**他の国務大臣と対等の地位**で天皇を輔弼（ほひつ）。各大臣は個別に天皇に責任を負う。

※国務大臣の任免権はないが，慣行として他の大臣を天皇に推薦することはできた。

※閣内の不一致がしばしば総辞職につながった。

B　日本国憲法

「**内閣の首長**」として，**他の国務大臣より上位の地位**にあり，内閣を統括し代表する。議院内閣制において，首相は国会の多数党の党首であり，政党政治の代表者として，政治・行政双方にわたりリーダーシップを発揮すべき地位を与えられている。

※民意に沿い首相を選ぶという**首相公選論**もあるが，実現には憲法改正が必要で，また，首相が独裁化する危険性もある。

## ②権限

A　**閣僚（他の国務大臣）の任命・罷免（ひめん）権**

これにより閣内の一致を保つことができる。また，各国務大臣を補佐する**副大臣・大臣政務官**も国会議員から１～３名任命する。

B　**閣議**を主宰する

定例閣議は週２回。すべての国務大臣が出席して非公開で行われ，**全会一致を原則とする。**

※閣議を開かず閣僚に閣議書の押印（おういん）を求める「もち回り閣議」も慣例として行われている。

C　内閣を代表する諸権限

議院への出席と発言，議案（予算案・法律案）の国会への提出，一般国務および外交関係の国会への報告，行政各部の指揮監督など。

D　法律及び政令に主任の国務大臣とともに連署する

E　国務大臣の訴追（そつい）に対し同意を与える

F　**自衛隊の最高指揮権**

自衛隊の防衛出動および治安出動の命令は首相が発する。

〈***Note***〉

# ４　行政機関

## ①中央省庁

2001 年，１府 22 省庁から**１府 12 省庁**体制へ省庁再編が行われた。

A　内閣官房（かんぼう）

内閣に置かれ，閣議事項の整理やその他の庶務などをつかさどる。国務大臣の**内閣官房長官**が事務を統括，国会議員が兼職することが普通。

B　**内閣府**

他の省庁より一段高い位置から内閣官房を助け，行政活動の調整を行う。内部に「沖縄及び北方対策担当」「金融担当」「消費者及び食品安全担当」などの**特命担当大臣**や，「経済財政諮問（しもん）会議」「男女共同参画（さんかく）会議」などの会議を含む。

※**金融庁・宮内（くない）庁・消費者庁**などが外局。

C　**環境省**

D　**国土交通省**

**観光庁・海上保安庁・気象庁**などが外局。

E　**経済産業省**

中小企業庁・特許庁などが外局。

F　**農林水産省**

G　**厚生労働省**

H　**文部科学省**

**文化庁・スポーツ庁**が外局。

I　**財務省**

**国税庁**が外局。

J　**外務省**

K　**法務省**

**公安調査庁**などが外局。

L　**総務省**

**消防庁**などが外局。

M　**防衛省**

N　**国家公安委員会**

**警察庁**が外局。

O　復興庁

2011 年の東日本大震災後，翌年から 2031 年までの期間限定で設置。

P　その他

内閣法制局・国家安全保障会議・会計検査院など。

## ②行政委員会

特定の行政分野について，内閣からある程度独立して準立法的・準司法的機能をもつ合議制機関。

A　**国家公安委員会**→内閣の庁扱い

B　**人事院**

C　**公正取引委員会**

D　**中央労働委員会**

E　その他

公安審査委員会，公害等調査委員会，原子力規制委員会，中央選挙管理会など。

※地方には人事委員会，地方労働委員会，**教育委員会**，選挙管理委員会などがある。

# ５　近代国家と現代国家

## ①近代国家

18 ～ 19 世紀は「消極国家」「夜警国家（小さな政府）」「立法国家」。国家の活動は治安維持・国防など必要最小限に限定。

※資本主義社会が進展すると失業・貧困など社会問題が発生。

※日本は戦前から議会が弱く「行政国家」の性格が強かった。

## ②現代国家

20 世紀は**「積極国家」「福祉国家（大きな政府）」「行政国家」**。社会問題解決のため，国家の積極的活動により福祉の向上をめざす。行政権の拡大と官僚制が進展し，公務員の増大を招いた。

※近年では，行政改革の進行により，公務員は大幅に減少している。

〈***Note***〉

# ６　行政権の肥大化＝「行政国家」

## ①行政機能の拡大

日本は戦前から議会が弱い。戦後も議会の立法機能低下が進み，立法と政策決定の実質的役割が内閣と官僚組織へ移行。

A　**内閣立法〔内閣提出法案〕の増大**と議員立法〔議員提出法案〕の減少

B　**委任立法**の増加

国会は法律の大枠のみ定め，細部は内閣の政令・省令などの命令や規則に委任。「法律による行政」は形骸化（けいがいか）。

C　行政指導

法令の根拠なしで企業などに協力・同意を求める日本独自の方法。自由競争を制限する「**護送船団方式**」に対しては，1993 年制定の行政手続法による改善が進む。

D　通達行政

「通達」により政令・省令などの解釈運用を示し，同様の役割を果たす。

E　補助金行政

政府が地方自治体や企業，民間団体に交付する補助金（国庫支出金）によりとくに地方自治体を事実上統制することをいう。補助金の配分をめぐり，政治家・官僚・企業などの癒着（ゆちゃく）の恐れがある。

※「ばらまき行政」「税金の無駄遣い」との批判も多い。

F　許認可行政

強力な許認可権で実質的にさまざまな業界を統制する。許認可を得るための政界・官界・財界の癒着の恐れがある。

## ②官僚政治

A　官僚〔キャリア〕を含む公務員数の増加→近年は減少傾向
※国家公務員と地方公務員がある。

B　官僚の権限
予算編成権・法律立案権・補助金分配権・許認可権・行政指導権・公共事業発注権など大きな権限をもつ。
※政治家（**族議員**）・企業などとの癒着の恐れ。

C　専門官僚支配〔テクノクラシー〕
**専門技術官僚〔テクノクラート〕**が行政・立法分野を事実上支配。

D　**官僚制〔ビューロクラシー〕**→本格的な研究はマックス＝ウェーバー(独)が最初
権威主義，形式主義，事なかれ主義，秘密主義，法律・規則万能主義，セクショナリズム，非能率など。

E　高級官僚の「**天下り**（あまくだ）」
官庁を退職後，**特殊法人**や関連のある民間企業などに好条件で再就職すること。
※有力な天下り先であった特殊法人の廃止，民営化，**独立行政法人**への移行が進む。
※独立行政法人は，特殊法人に比べて省庁からの自立性や業績に対するチェック機能が高い。

F　政・官・財の癒着
“鉄の三角形”と構造的な汚職。戦後の主な**汚職事件〔贈収賄（ぞうしゅうわい）事件〕**として，昭和電工事件（1948年），造船疑獄事件（1954年），ロッキード事件（1976年），リクルート事件（1989年），東京佐川急便事件（1992年）などがある。

---

# ７　行政の民主化と行政改革

## ①公務員制度の民主化

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の「天皇の官吏（かんり）」「一部の奉仕者」から，日本国憲法の「**全体の奉仕者**」すなわち国民の**公僕（こうぼく）**へ。採用試験による資格任用制が主で，選挙で選ばれる議員や都道府県知事・市町村長，首相が任命する大臣などは例外。

## ②行政の民主化

A　**行政委員会**の設置

一般行政機関からある程度独立し，準立法的・準司法的機能をもつ合議制の行政機関。

B　**審議会**の設置

有識者や関係者が専門的立場から行政機関に諮問する機関。中央教育審議会〔中教審〕などが有名。

C　パブリックコメント

内閣の施策について，決定前に広く国民の意見を募る。

## ③国民による民主的規制

A　**情報公開制度**

B　**オンブズマン〔行政監察官・オンブズパーソン〕制度**

19 世紀初め，スウェーデンで創設され，各国に普及した。日本では 1990 年に**川崎市**（神奈川県）で，95 年には沖縄県で導入されたが，国政にはまだ導入されていない。

C　国会を通して行政改革，財政改革，**地方分権**，**規制緩和（きせいかんわ）**などを要求

D　**国政調査権の強化**など

## ④行政改革のあゆみ

1961 年　第一次臨時行政調査会〔臨調〕の設置

1981 年　**第二次臨時行政調査会**〔臨調〕の設置

1985 年　日本電信電話公社の民営化→ NTT へ

　　　　日本専売公社の民営化　　→ JT へ

1987 年　日本国有鉄道の分割民営化→ JR へ

1993 年　**行政手続法**の制定

1999 年　**情報公開法**の制定

　　　　地方分権一括法の制定

　　　　**国家公務員倫理法**の制定

2000 年　あっせん利得処罰法

2001 年　１府 12 省庁体制スタート

2005 年　道路関係４公団の分割民営化

2007 年　日本郵政公社の民営化

2008 年　国家公務員制度改革基本法の制定

2009 年　「事業仕分け」の導入（～ 12 年）

---

# 政治編　第８講　確認テスト

1　日本国憲法において，行政権をもつ機関を選べ。

①天皇　②国会　③内閣　④裁判所

2　内閣総理大臣〔首相〕の条件を選べ。

①衆議院議員　②国会議員

③国会議員で文民　④国会議員以外

3　内閣の機能としてふさわしくないものを選べ。

①条約の承認

②法律の範囲内で政令を制定

③天皇の国事行為に対する助言と承認

④最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命

4　内閣総理大臣〔首相〕の権限としてふさわしくないものを選べ。

①他の国務大臣の任免権　②憲法改正の発議権

③閣議を主宰する権限　④自衛隊の最高指揮権

5　外局として観光庁・海上保安庁・気象庁をもつ省とは？

①国土交通省　②総務省　③環境省　④防衛省

6　国ではなく地方に設置されている行政委員会とは？

①国家公安委員会　②人事院　③中央労働委員会　④教育委員会

7「専門技術官僚」をカタカナで何というか。

①ビューロクラシー　②テクノクラート

③オンブズマン　④パブリックコメント

8　日本の官僚制をあらわす用語としてふさわしくないものを選べ。

①セクショナリズム　②秘密主義

③法律・規則万能主義　④給料泥棒

9　高級官僚が官庁を退職後，特殊法人や関連のある民間企業などに好条件で再就職することを何というか。

①天下り　②官官接待　③事業仕分け　④族議員

10　1990年，オンブズマン〔行政監察官〕制度を国内で初めて導入したのは？

①川崎市　②沖縄県　③東京都　④政府

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ③ | 3 | ① | 4 | ② | 5 | ① |
| 6 | ④ | 7 | ② | 8 | ④ | 9 | ① | 10 | ① |

# 第９講　裁判所（司法権）

## １　裁判所と司法権の独立→憲法第 76 条

### ①裁判所と司法権の独立

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の下(もと)では，裁判官は「天皇ノ名ニ於(おい)テ」裁判を行ったが，日本国憲法は，国民の権利や自由を守るために**司法権の独立**を定めた。憲法に「すべて**司法権**は，**最高裁判所**及(およ)び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する」とあり，**特別裁判所の禁止**と，**行政機関の終審としての裁判禁止**も明記される。また，最高裁判所は，訴訟(そしょう)手続き・内部規律などの**規則制定権**をもつ。

※特別裁判所は，特別な身分や特別な事件にのみ裁判権をもつ裁判所。大日本帝国憲法下では，皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議などがあった。

### ②裁判官の独立

Ａ　**裁判官の（職権の）独立**

日本国憲法には「すべて**裁判官**は，その**良心**に従ひ**独立**してその職権を行ひ，この**憲法及(およ)び法律にのみ拘束(こうそく)される**」とある。

Ｂ　**裁判官の身分保障**

裁判官の懲戒(ちょうかい)処分は行政機関では行えず，その罷免(ひめん)は以下の場合のみ。

あ　裁判により，**心身の故障**のために職務を執(と)ることができないと決定された場合

い　国会に設けられる**弾劾(だんがい)裁判所**の裁判

※これまで７人が罷免された。

う　最高裁判所裁判官の**国民審査**

※有効投票の過半数が罷免を可とする場合に罷免されるが，**実例はない**。

Ｃ　その他

裁判官の定年は，満 65 歳（高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所）もしくは満 70 歳（最高裁判所・簡易裁判所）。また，裁判官の報酬(ほうしゅう)は，在任中に減額されない。

### ③大津事件（1891 年）

訪日中のロシア皇太子を警備の巡査が斬りつけた明治期の事件。内閣は死刑判決を求めたが，大審院長（現在の最高裁判所長官）**児島惟謙**が担当裁判官を説得し，無期徒刑（現在の無期懲役）とした。行政の関与に対し**「司法権の独立」を示したと**美談化されているが，担当裁判官への関与は**「裁判官の（職権の）独立」を侵した**のではないか，と問題視されている。

※ 1969 年，札幌地裁所長が長沼ナイキ基地訴訟について担当裁判官に手紙を渡した**平賀書簡事件**でも「裁判官の独立」への干渉が問題となった。

※それ以前にも，浦和地裁の判決が軽すぎるとした参議院の国政調査権行使が「司法権の独立」への干渉として問題となった（1948 年，浦和事件）。

# ２　裁判制度

## ①裁判所の種類

### A　最高裁判所

最終判断をする**終審裁判所**。長官＋ 14 人＝ **15 人の裁判官〔判事〕**で構成。**長官は内閣の指名にもとづき天皇が任命**。他の裁判官は内閣が任命。最高裁判所は，裁判所の規則制定権や下級裁判所裁判官の指名権をもつ。

※最高裁判事は，識見が高く法律の素養ある 40 歳以上の者が資格要件となる。15 人のうち５人以内なら，法律の専門家でなくともよい。

※最高裁判例(はんれい)は，下級裁判所が異なる判断をした場合，控訴(こうそ)・上告(じょうこく)の理由となるなど，事実上，一定の拘束力(こうそくりょく)をもつ。

### B　下級裁判所

裁判官は最高裁判所が指名し，内閣が任命する。任期は 10 年で，その意志があれば 10 年ごとに再び任命を受けることができる。

あ　**高等裁判所**

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の全国８カ所。

※ 2005 年から，**知的財産高等裁判所**が東京高等裁判所内に置かれている。

い　**地方裁判所**

北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

う　**家庭裁判所→**少年保護事件の審判および家庭事件の審判・調停を扱う

北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

え　**簡易(かんい)裁判所→**罰金以下の刑および 140 万円以下の請求を扱う

裁判官は１人。2020 年現在，全国 438 カ所。

## ②裁判の種類

A　**刑事裁判→**特別の場合を除き故意の場合に責任を問う

法律に定める犯罪があった場合，公益を代表する検察官が犯罪被疑者を裁判所に起訴（きそ）。裁判官が原告の検察官と，被告人・弁護人（弁護士が担当）の申し立てを聞き，証拠調べをし判決を下す。

※罪を問われるのは責任能力がある者に限られるので，精神鑑定も行われる。また，更生を重視する立場から**少年法**なども制定されているが，2000年・07年・14年に，相次いで厳罰化の方向で改正されている。

B　**民事裁判→**故意でも過失でも責任を問う

個人・団体の財産や権利義務についての争い。原告・被告ともに弁護士を訴訟代理人として立てることができる。

※民事裁判では当事者間の**和解**や**調停**で決着する場合も多い。

※近年では，裁判に比べ迅速（じんそく）で安価な制度としてADR〔裁判外紛争解決手続き〕も制度化されている。

C　**行政裁判→**正確には民事裁判の一種

国や地方公共団体による行政上の行為を違法とし，取り消しを求める裁判。

## ③審級制と再審制度

A　**三審制**→審級制の一種

慎重な裁判を行い，誤審を避けるため，同一事件につき原則として３回の審理・裁判の機会が与えられる制度。判決に不服がある場合，上級の裁判所に再度審議と判決を求めることができるが，３回目で最終審となり確定する。

※**控訴**（こうそ）＝第一審判決に対し上訴（じょうそ）すること。

※**上告**（じょうこく）＝第二審判決に対し上訴すること。

※跳躍（ちょうやく）上告＝控訴審を飛び越えて直接上告すること。

※抗告（こうこく）＝裁判所の命令・決定（＝判決によらないもの）に対し上訴すること。

B　**再審制度**

判決確定後も，合理的な疑いがあるような新証拠・新証人が出てきた場合には，**冤罪**（えんざい）を防ぐために裁判のやり直しを請求できる。

※冤罪防止のためには，取り調べの可視化や“代用監獄”（警察署の留置場など）の廃止が有効，という意見もある。

## ④裁判の公開

日本国憲法には「裁判の対審（たいしん）及び判決は，**公開**法廷でこれを行ふ」とある（＝**裁判公開の原則**）。とくに政治犯罪，出版に関する犯罪，基本的人権の侵害の有無に関する裁判は，必ず公開する。

※裁判は誰でも傍聴（ぼうちょう）が可能だが，傍聴席や傍聴機会の確保に制約があるので，報道機関による裁判報道の意義は大きい。

## ⑤検察制度

A　**検察官〔検事〕**→検察庁が管轄（かんかつ）

刑事事件において，裁判所に起訴を行う。

B　起訴独占主義

起訴するかどうかは検察官の裁量に任せられる。

C　**検察審査会**（1948年～）

検察庁の不起訴処分に対し，犯罪被害者等が不服を申し立て，審査を請求する機関。11人の審査員は有権者から無作為にくじで選ばれる。検察制度に民意を反映させ，適正な運用をはかるためのもの。

※ 2009年から，検察審査会の議決への法的拘束力が付与（ふよ）され，同一の事件で起訴相当と２回議決（11人中８人）された場合には，**強制起訴**されることとなった。

# ３　違憲（立法・法令）審査権

## ①違憲（立法・法令）審査権とは？

すべての裁判所が有する，一切の法律，命令，規則又(また)は処分の憲法への適合性を決定する権限。とくに最高裁判所は「**憲法の番人**」とよばれる。

## ②アメリカ型違憲審査制

通常の裁判所が具体的事件の裁判に対し違憲審査権を行使。権利侵害と無関係に憲法違反のみを裁判で争うことはできない，というアメリカ型の付随的(ふずいてき)審査制をとる。

※ドイツ・韓国などは，特別の憲法裁判所をもつ，抽象的(ちゅうしょうてき)違憲審査制の国。

## ③司法消極主義

**日本の裁判所は違憲（立法・法令）審査権の行使に消極的**であり，法令や国家行為などを違憲・無効とした例が少ない。最高裁判所は，行政裁判について，高度に政治的な問題は司法審査の対象外とする「**統治行為論**」を用い憲法判断を回避する場合もある。

## ④最高裁判所の違憲判決

A　**尊属殺(そんぞくさつ)重罰規定違憲判決**（1973 年）→ 1995 年の刑法改正で同条項廃止
B　**薬事法(やくじほう)距離制限違憲訴訟**（1975 年）→当該条項削除
C　**衆議院議員定数違憲訴訟**（1976 年・85 年）→**事情判決**
D　**共有林(きょうゆうりん)分割制限違憲訴訟**（1987 年）→森林法の当該条項削除
E　**愛媛玉串料(たまぐしりょう)訴訟**　（1997 年）→当時の県知事に公金返還を命じる
F　**郵便法(ゆうびんほう)損害賠償免除規定違憲訴訟**（2002 年）→同年に郵便法改正
G　**在外国民(ざいがいこくみん)選挙権制限違憲判決**　（2005 年）→ 2006 年に公職選挙法改正
H　**非嫡出子(ひちゃくしゅつし)国籍取得制限違憲判決**　（2008 年）→同年に国籍法改正
I　**空知太(そらちぶと)神社訴訟**〔北海道砂川政教分離訴訟〕（2010 年）→市有地を神社に有償貸与
J　**婚外子(こんがいし)差別違憲判決**　（2013 年）→同年に民法改正
K　**女性の再婚禁止期間違憲判決**（2015 年）→翌年に民法改正

〈 ***Note*** 〉

# ４　司法制度改革

## ①国民の司法参加

A　**検察審査会制度**（1948 年～）

B　**裁判員制度**　　（2009 年～）

20 歳以上の有権者から無作為にくじで選ばれた６人の裁判員が，一定の要件を満たす重大な**刑事事件の第一審**（地方裁判所）の有罪・無罪と量刑について，３人の職業裁判官と合議して決定する。

※短期間の裁判が十分に公正なものかどうか，裁判員にとって守秘義務などの負担が大き過ぎないか，などの懸念（けねん）もある。

参考：**参審（さんしん）制度**

国から任命された一般市民（参審員）と職業裁判官とが合議して有罪・無罪や量刑を決定する。ドイツ・フランスなどで採用。

※日本の裁判員制度と似る。

**陪審（ばいしん）制度**

無作為に選ばれた一般市民（陪審員）が有罪･無罪を判断する。アメリカ･イギリスなどで採用。

※大日本帝国憲法下の日本でも，1928 年～ 43 年まで陪審制が導入されていた。

## ②法曹（ほうそう）の拡大

日本は法曹（＝法律専門家）人口が少なく，裁判期間の長期化や訴訟（そしょう）費用がかかりすぎる，という課題があった。そこで，民事訴訟が増加する傾向にある中，欧米にならい，下記の“法曹三者”を拡大。2004 年から，専門職大学院である**法科大学院〔ロースクール〕**が設置されている。

A　**裁判官〔判事〕**

裁判において，検察官・弁護人・訴訟代理人の主張や立証をもとに判決を下す。

B　**検察官〔検事〕**

刑事裁判の際に，公益を代表して被害者に代わり被疑者を起訴し，適正な刑罰を求め，刑の執行を監督する。

C　**弁護士**

人権を擁護（ようご）し，社会正義を実現する使命をもつ。裁判において，刑事裁判では被告人の弁護人，民事裁判では原告・被告それぞれの訴訟代理人となり，弁護や主張を行う。

### ③身近な法律相談窓口の設置

2006年から，法務省所轄の独立行政法人である**法テラス**〔日本司法支援センター〕が全国50カ所に設置されている。

---

# 政治編　第９講　確認テスト

1　日本国憲法によれば，裁判官は何に従い独立して職務を行うか。

①天皇　②国民　③良心　④使命

2　裁判官が罷免される場合としてふさわしくないものを選べ。

①心身の故障　②弾劾裁判　③国民審査　④行政機関による処分

3　1891 年，大審院長児島惟謙が「司法権の独立」を守ったとされる事件とは？

①大津事件　②浦和事件　③平賀書簡事件　④足利事件

4　最高裁判事の人数は？

①３人　②６人　③ 11 人　④ 15 人

5　地方裁判所・家庭裁判所は，ともに全国何カ所設置されているか？

①８カ所　② 47 カ所　③ 50 カ所　④ 438 カ所

6　日本の裁判としてふさわしくないものを選べ。

①刑事裁判　②民事裁判　③行政裁判　④軍事裁判

7　第一審判決に対し上訴することを何というか？

①控訴　②上告　③跳躍上告　④抗告

8　刑事裁判において再審制度は何を防ぐための制度か。

①控訴・上告　②冤罪　③事情判決　④弾劾裁判

9　最高裁判所は，俗に何とよばれるか？

①検察　②憲法の番人　③法曹三者　④法テラス

10　2008 年，国籍法の改正につながった最高裁判所の違憲判決とは？

①尊属殺（そんぞくさつ）重罰規定違憲判決　②在外国民（ざいがいこくみん）選挙権制限違憲判決

③非嫡出子（ひちゃくしゅつし）国籍取得制限違憲判決　④婚外子（こんがいし）差別違憲判決

11　司法制度改革の一環として，2009年から導入され，国民の司法参加の一例となっているものは？

①検察審査会制度　　②陪審制度　　③参審制度　　④裁判員制度

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ④ | 3 | ① | 4 | ④ | 5 | ③ |
| 6 | ④ | 7 | ① | 8 | ② | 9 | ② | 10 | ③ |
| 11 | ④ | | | | | | | | |

# 第 10 講　地方自治

## 1　地方自治の意義と本旨（ほんし）

### ①地方自治の意義

**地方自治**は，身近な問題を住民みずからの手で解決する仕組み。その目標・課題は，地域住民の福祉（＝シビル･ミニマム）の実現。なお，**大日本帝国憲法〔明治憲法〕には地方自治の規定はなかった。**

※シビル・ミニマムとは，地域において，住民が健康で文化的な生活を営（いとな）むために必要な公的サービスの水準のこと。地方公共団体の活動は，行政の全国的水準を維持するというナショナル・ミニマムの原則を踏まえつつ行われる。

※「地方自治制度の自由に関する関係は小学校の学問に対するそれと同じ」（仏，トックビル）や「**地方自治は民主主義の学校**」（英，**ブライス**）という言葉が有名。

### ②地方自治の本旨

A　**団体自治**

**地方公共団体〔地方自治体〕**が，中央政府〔国〕から自立した統治組織とされていること。自治立法と自治行政が行われ，地方分権が進む。

B　**住民自治**

地域住民が，直接・間接に地方公共団体の政治に参加していること。住民参加と住民自治権の強化が進む。

# ２　日本の地方自治

## ①日本国憲法下の地方自治

A　地方自治は「**地方自治の本旨**」にもとづいて行う

B　**地方自治法**の制定（1947 年）

地方公共団体〔地方自治体〕の組織と運営の大綱（たいこう）を規定した基本法。**普通地方公共団体**（都道府県・市町村）と**特別地方公共団体**（東京 23 区のような特別区や地方公共団体の事務組合など）を規定する。

※地方財政法（1948 年）も制定されている。

C　法律の範囲内で**条例を制定**する

公害防止などの分野では国の法律より厳しい規制を定めたもの，福祉分野などでは国より進んだ内容のものも多い。

## ②地方公共団体の組織と権限

A　議決機関→**議会**

一院制の**都道府県議会と市町村議会**。**任期４年**の議員は住民の**直接選挙**により選ばれ，**条例の制定・改廃**，予算の決定，決算の認定，地方税の徴収（ちょうしゅう）に関する議決などを行う。

B　執行（しっこう）機関→**首長〔長〕**

**都道府県知事と市町村長**。**任期４年**の首長は住民の**直接選挙**により選ばれ，行政事務全般の指揮・監督の他，**条例の執行**，議案・予算の議会への提出，規制の制定などを行う。

※執行補助機関として，都道府県には**副知事**，市町村には**副市町村長**がある。

C　司法機関→なし

地方公共団体としての司法機関はなし。

D　**行政委員会**

一定の独立性をもち特定分野の行政を執行する合議制の機関。教育・選挙などは，中立や公正を確保するため首長の権限から除外されている。

**※教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会**（または公平委員会）など。

E　**議会と首長の関係**

国政での議院内閣制とは異なり，**二元代表制**とよばれ大統領制に近い性格をもつ。議会と首長は互いに**独立・対等の立場**を保ちつつ，権力の**抑制と均衡**の下に成り立っている。

あ　首長の条例制定と予算議決についての**拒否権**（＝**再議**に付す）

※しかし，議会が出席議員の３分の２以上の多数で再議決した場合には確定。

い　議会の首長に対する**不信任決議権**

※総議員の３分の２以上出席し，その４分の３以上の賛成で可決。

う　首長の**議会解散権**

**※不信任決議を受け，辞職しない場合のみ。**

え　首長の議会出席権・議案提出権

## ③地方公共団体の事務

A　**地方分権一括法**の制定（1999 年）

従来の固有事務（公共事務と行政事務）と委任事務（団体委任事務と**機関委任事務**）の区分を廃止。国と地方との関係が，従来の上下関係から対等・協力関係へと変わる契機となる。

※国の指揮・監督の下で処理されてきた**機関委任事務を廃止。**

B　新たな事務区分への再編

あ　**自治事務**

地方公共団体〔地方自治体〕の責任で独自に処理する事務。都市計画の決定，飲食店営業の許可，病院・薬局の開設許可など。

い　**法定受託事務**

国の関与が必要なものとして法令で定められる事務。戸籍事務，旅券の交付，国政選挙，国道の管理など。国の規制が及ぶ。

## ④住民の権利

A　受益権と負担義務

地方公共団体の提供するサービスを受ける権利と，その負担を租税や保険料で分担する義務。

B　選挙権

18 歳以上に与えられる。

C　**被選挙権**

**議員と市町村長は25歳以上，知事は30歳以上**が立候補できる。

D　**直接請求権**

あ　**リコール〔解職請求・住民解職〕**

住民による首長・議員・役員などの**解職請求**と**議会の解散請求**など。2012年から，有権者が40万人を超える地方公共団体に関しては，下記にある直接請求に必要な署名数の要件が緩和(かんわ)された。

※**首長･議員の解職請求**の場合，**有権者の３分の１以上の署名**を集め，**選挙管理委員会**に請求。その後，**住民の投票**に付(ふ)し，過半数の同意があれば職を失う。

※副知事・副市町村長や各委員などの場合，有権者の３分の１以上の署名を集め，**首長**に請求。その後，議会にかけ，３分の２以上の出席・その４分の３以上の同意があれば職を失う。

※**議会の解散請求**の場合，**有権者の３分の１以上の署名**を集め，**選挙管理委員会**に請求。その後，**住民の投票**に付し，過半数の同意があれば解散する。

い　**イニシアティブ〔住民発案〕**

住民による**条例の制定・改廃請求**。

※**有権者の50分の１以上の署名**を集め，**首長**に請求。その後，20日以内に**議会にかけ結果を公表**する。

う　**監査(かんさ)請求**

地方公共団体の事業の管理・出納(すいとう)・事務（＝行財政）の監査請求。

※**有権者の50分の１以上の署名**を集め，**監査委員**に請求。その後，**監査の結果を公表**し，議会・首長などにも報告する。

E　**情報公開**を求める権利

F　**住民投票**権→過半数の同意が必要

ある地方公共団体にのみ適用される**特別法**についての**レファレンダム〔住民投票〕**。

※特別法の例として，広島平和記念都市建設法や長崎国際文化都市建設法（ともに1949年）などがある。

## ⑤地方自治の現状と課題

A　財源不足

あ　**地方税→自主財源**・一般財源

全体の３割～４割しかなく，“三割自治”とよばれてきた最大要因。

※**依存(いそん)財源**のうち，国庫支出金と地方債は使途が指定されており，一般財源に対し特定財源という。

い　**地方債→**依存財源・特定財源

増発により累積債務(るいせきさいむ)が増えた結果，2007年の**北海道夕張(ゆうばり)市**（現在，財政再生団体）のように財政破綻(はたん)に陥(おちい)る自治体もみられるようになった。

※2006年以降，地方債の発行は許可制（都道府県は総務大臣・市町村は知事）から**協議制**に移行。

う　**地方交付税〔地方交付税交付金〕→**依存財源・一般財源

所得税・法人税・消費税・酒税・たばこ税の一定割合が，主に地方公共団体の財政力に応じ交付され，**使途を自主的に決定できる。**

※地方公共団体の財政格差を是正(ぜせい)するためのもの。

え　**国庫支出金→**依存財源・特定財源

国からの**補助金・負担金**で，事業（義務教育や道路・河川(かせん)の整備など）ごとに**使途が指定されている。**

※実際の事業にかかる費用より少ないため，不足分は地方自治体が負担する。

B　**“三割自治”→**近年は“四割自治”？

あ　地方財政の問題

自主財源が少なく，半分以上を依存財源に頼る。

※国庫支出金の超過負担もある。

い　事務配分と権限の問題

多い事務と少ない権限。

C　**二元代表制**

首長と議会の対立が激しくなると，予算や条例が決められなくなる。

D　**地方分権改革**の動き（1990年代～）

とくに2003年以降，小泉純一郎内閣により**三位一体(さんみいったい)の改革**（地方交付税の見直し・国庫支出金の削減・地方への税源移譲）が進められた。

※中央集権および東京一極集中と地方衰退の解消をはかる。

あ　**住民運動**

住民が地域の問題を解決するために自発的な運動を行うこと。

い　条例制定にもとづく**住民投票の増加**

**投票結果に法的拘束力はない**が，住民の意思を反映させる有効な手段。

中高生・定住外国人の住民投票を認めている地方公共団体もある。

※しかし，投票の結果が議会と一致しない場合には，議会の硬直性への非難や代表制への否定にもつながることになる。

う　活発な **NPO〔非営利組織〕**・NGO〔非政府組織〕活動

1998 年には **NPO 法〔特定非営利活動促進法〕**を制定。一定の要件を満たした NPO には法人としての資格が与えられ，税の減免などの**優遇措置**がとられる。

え　法律の制定

1995 年　地方分権推進法→時限立法

1999 年　**地方分権一括法**

2002 年　構造改革特区法

2005 年　地域再生法→限界集落やシャッター街の問題

2006 年　地方分権改革推進法→時限立法

2007 年　地方財政健全化法

お　**市町村合併**の推進→地方分権と地方行財政の効率化をはかる

1990 年代から始まる地方分権改革が不況や財政危機の時期と重なったため，地方財源は充実しなかった。そこで政府は，財政効率化のためもあり大規模な市町村合併を進めた。その結果，1998 年度に 3232 あった全国の市町村は，2015 年までに 1741 に再編された（＝**平成の大合併**）。

※複数の地方公共団体が事務処理を共同で行う広域連合を設置しているところもある。

か　**道州制**移行の検討

都道府県を廃止し，新たな広域自治体としての道・州を設け，国の権限を大幅に移譲(いじょう)しようとする。

※地方行政を住民から遠ざけ，住民サービスを低下させるという批判もある。

# 政治編　第10講　確認テスト

1　「地方自治は民主主義の学校」という言葉で有名な，イギリスの政治学者は？

①ロック　②アダム＝スミス　③トックビル　④ブライス

2　地方自治法や地方財政法が制定されたのはいつ頃か？

①戦前　②戦後すぐ　③高度経済成長期　④2000年代

3　議員・首長の任期としてそれぞれ正しいものを選べ。

①4年・4年　②4年・6年　③6年・4年　④6年・6年

4　地方公共団体の行政委員会としてふさわしくないものを選べ。

①公正取引委員会　②教育委員会

③選挙管理委員会　④人事委員会

5　1999年の地方分権一括法により廃止されたものは？

①営業事務　②機関委任事務　③自治事務　④法定受託事務

6　地域住民の直接請求権としてふさわしくないものを選べ。

①リコール　②イニシアティブ　③監査請求　④レファレンダム

7　条例の制定・改廃〔イニシアティブ〕に必要な署名数は？

①有権者の過半数　②有権者の3分の1以上

③有権者の3分の2以上　④有権者の50分の1以上

8　国庫支出金の財源としての性質を表すものを選べ。

①自主財源・一般財源　②自主財源・特定財源

③依存財源・一般財源　④依存財源・特定財源

9　2003年以降，小泉純一郎内閣が進めた三位一体（さんみいったい）の改革としてふさわしくないものを選べ。

①郵政民営化　　②地方交付税の見直し

③国庫支出金の削減　　④地方への税源移譲

10　「平成の大合併」で最も合併が進められたものとは？

①大学　②都道府県　③市町村　④銀行

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ④ | 2 | ② | 3 | ① | 4 | ① | 5 | ② |
| 6 | ④ | 7 | ④ | 8 | ④ | 9 | ① | 10 | ③ |

# 第 11 講　政党政治

## 1　政党

### ①政党とは？

議会制民主主義の発達とともに，西欧で発祥（はっしょう）。独自の政策綱領（こうりょう）を掲（かか）げ，選挙民の支持を求め，**政権獲得に努める政治団体**。

※ 17 世紀後半，イギリスのトーリー党（のち保守党）･ホイッグ党（のち自由党）が政党のはじめとされる。

### ②政党の機能

A　国民各層の利益や要求の集約・統合

B　政策の決定と国民への伝達

C　国民の政治教育と政治参加の実現

D　政治的指導者の提供

### ③政党の発展

A　**名望家（めいぼうか）政党**→議員政党

教養・財産・地位をもつ有産階級（名望家）からなる議員と議員候補者・支持者を中心に組織される政党。制限選挙時代の政党の典型。

B　**大衆政党**　→組織政党

一般大衆の党員が組織の中心となり，党組織を強化した政党。20 世紀の普通選挙時代に一般化した。

C　包括（ほうかつ）政党

国民各層から幅広く支持を獲得しようとする政党。1960 年代に提起された政党論。

## ④政党政治の形態

A　**二大政党制→単独政権**になりやすい

あ　長所

**政局が安定しやすい**，争点が明確となり選挙の際の政党選択が容易，野党が与党の失政や腐敗（ふはい）を追及しやすいなど。

い　短所

**少数者の意見が反映されにくい**，国民の要求や利害をきめ細かく反映できない，政権交代により政策の連続性を失うなど。

う　おもな国

**アメリカ（共和党と民主党），イギリス（保守党と労働党）**など。

B　**多党制〔小党分立制〕→連立政権**になりやすい

あ　長所

国民の多様な要求や利害を細かく反映できる，連立政権により腐敗を防止しやすいなど。

い　短所

**政局が不安定になりやすい**，少数政党が主導権〔キャスティングボート〕を握る場合がある，政治責任が不明確になりがち，大胆な政策遂行（すいこう）がしにくいなど。

う　おもな国

フランス，ドイツ，イタリアなど。

※日本もこれに分類されるが，自由民主党が圧倒的に強い。

C　**一党制→独裁政権**になりやすい

あ　長所

政権が安定し政策の連続性が保てる，国民を強力に指導できるなど。

い　短所

独裁政治や個人崇拝の傾向がある，**政権交代できない，世論が無視され政治腐敗が起きやすい**など。

う　おもな国

**中国，ベトナム，キューバ，北朝鮮**など。

# ２　日本の政党政治

## ①戦前の政党内閣

1898 年　大隈重信（おおくましげのぶ）①　（憲政党）　→初の政党内閣

**1918 年　原敬（はらたかし）**　（立憲政友会）**→初の本格的政党内閣**

1921 年　高橋是清（これきよ）　（立憲政友会）

1924 年　加藤高明（たかあき）　（護憲三派のち憲政会）→“憲政の常道（じょうどう）”開始

1925 年　普通選挙法制定→男子普通選挙制開始

1926 年　若槻礼次郎（わかつきれいじろう）①（憲政会）

1927 年　田中義一（ぎいち）　（立憲政友会）

1929 年　浜口雄幸（おさち）　（立憲民政党）

1931 年　若槻礼次郎②（立憲民政党）

　　　　**犬養毅（いぬかいつよし）**　（立憲政友会）**→戦前最後の政党内閣**

1932 年　五・一五事件→犬養毅暗殺

1940 年　大政翼賛会（たいせいよくさんかい）発足→全政党が解散

## ② 55 年体制→ 1955 年～ 93 年の自民党による長期政権，1$\frac{1}{2}$体制とも。

Ａ　戦後の内閣Ⅰ

1945 年　東久邇宮稔彦（ひがしくにのみやなるひこ）（皇族）

　　　　幣原喜重郎（しではらきじゅうろう）　（官僚）→男女普通選挙制開始

1946 年　**吉田茂（しげる）**①　（日本自由党）**→戦後初の政党内閣**，日本国憲法公布・施行

1947 年　**片山哲（てつ）**　**（日本社会党）**→初の社会主義政党政権

1948 年　芦田均（ひとし）　（民主党）

　　　　吉田茂②　（民主自由党）

1949 年　吉田茂③　（民主自由党のち自由党）→日本が独立回復

1952 年　吉田茂④⑤　（自由党）

1954 年　鳩山（はとやま）一郎①②（日本民主党）

Ｂ　**55 年体制**の成立

**1955 年**，日本社会党（現在の社会民主党）の左右統一を契機に，自由党と日本民主党が**保守合同**し，**自由民主党**が成立。初代総裁は鳩山一郎。

※保守勢力の自由民主党が議会の約３分の２，革新勢力の**日本社会党**・日本共産党などが約３分の１を分け合う，政権交代の可能性の極めて低い**一党優位体制**。

C　戦後の内閣Ⅱ

**1955年　鳩山一郎③　（自由民主党）**→国際連合加盟
1956年　石橋湛山（たんざん）　（自由民主党）
1957年　岸信介（のぶすけ）①②　（自由民主党）→安保改定
1960年　池田勇人（はやと）①②③　（自由民主党）
1964年　佐藤栄作（えいさく）①②③　（自由民主党）
1972年　田中角栄（かくえい）①②　（自由民主党）
1973年　第一次石油危機
1974年　三木武夫（みきたけお）　（自由民主党）
1976年　福田赳夫（たけお）　（自由民主党）
1978年　大平正芳（まさよし）①②　（自由民主党）

D　野党の**多党化**

1960年代には，民主社会党（のち民社党）や**公明党**（こうめい）などの中道（ちゅうどう）政党が結成され多党化。1976年に新自由クラブが結成され自民党が分裂，以後，与野党伯仲（はくちゅう）状態へ。

E　**革新自治体**の登場

1960年代後半，高度経済成長にともなう地域開発によって，公害や都市問題が深刻になり，**住民運動**が広がった。これを背景に，東京都・大阪府・京都府・沖縄県などの地方自治体で，社会党や共産党を支持基盤とする**革新首長**が現れた。しかし，1973年の第一次石油危機で低成長時代に突入すると，財政危機となり福祉政策への批判が高まり，短命に終わることも多かった。

F　戦後の政党内閣Ⅲ

1980年　鈴木善幸（ぜんこう）　（自由民主党）
1982年　中曽根康弘（なかそねやすひろ）①②③　（自由民主党）
1987年　竹下登（のぼる）　（自由民主党）→消費税導入
1989年　宇野宗佑（そうすけ）　（自由民主党）→参議院選挙で初の与野党逆転
　　　　海部俊樹（かいふとしき）①②　（自由民主党）
1991年　**宮沢喜一（きいち）　（自由民主党）**

## ③ 55 年体制の崩壊（ほうかい）と政界再編

バブル経済（1987 年～ 91 年）崩壊後，国民の政治不信が募（つの）り，**1993 年**，内閣不信任案可決後の総選挙で**非自民８党派連立**の**細川護熙（もりひろ）内閣**が成立し，**55 年体制が崩壊**。以後，**連立政権**をベースに**政界再編**が進んでいる。

※とくに都市部では，特定の支持政党をもたない**無党派層〔浮動層（ふどう）〕**の投票行動が，選挙結果に大きな影響を与えている。

A　戦後の政党内閣Ⅳ

| | | | |
|---|---|---|---|
| **1993 年** | **細川護熙** | **（日本新党）** | →政治改革への期待高まる |
| 1994 年 | 羽田孜（はたつとむ） | （新生党） | |
| | **村山富市（とみいち）** | **（日本社会党）** | |
| 1996 年 | 橋本龍太郎（りゅうたろう）①② | （自由民主党） | |
| 1998 年 | 小渕恵三（おぶちけいぞう）①② | （自由民主党） | |
| 2000 年 | 森喜朗（よしろう）①② | （自由民主党） | |
| 2001 年 | 小泉純一郎（こいずみじゅんいちろう）①②③ | （自由民主党） | →構造改革への期待高まる |
| 2006 年 | 安倍晋三（あべしんぞう）① | （自由民主党） | |
| 2007 年 | 福田康夫（やすお） | （自由民主党） | |
| 2008 年 | 麻生（あそう）太郎 | （自由民主党） | |

B　民主党政権の誕生と終焉

長引く不況とリーマンショック（2008 年）などで国民の政治不信が募り，2009 年に**民主党の鳩山由紀夫内閣**が成立し**政権交代**が実現した。しかし，民主党政権は，官僚政治を崩せず３代で挫折。

C　戦後の政党内閣Ⅴ

| | | |
|---|---|---|
| 2009 年 | **鳩山由紀夫** | **（民主党）** |
| 2010 年 | 菅直人（かんなおと） | （民主党） |
| 2011 年 | 野田佳彦（よしひこ） | （民主党） |
| 2012 年 | 安倍晋三②③④ | （自由民主党） |
| 2020 年～ | 菅義偉（すがよしひで） | （自由民主党） |

D　**おもな政党**（2020 年現在，政党要件を満たすもの）

近年では国政選挙のさい，各政党が**マニフェスト**〔**選挙公約・政権公約**〕を打ち出すことが通例となっている。

※衆議院・参議院に計５名以上議席を有するか，直近の国政選挙で有効投票数の２％以上の得票のあった政党に対しては，公費で助成が行われている（**政党交付金**）が，日本共産党は拒否している。

あ　**自由民主党**

い　**公明党**

う　**立憲民主党**

え　日本維新の会

お　**日本共産党**

か　社会民主党

## ④日本の政党政治の特色と課題

A　自民党の**一党優位体制**

政権交代が少なく，政官財の癒着（ゆちゃく）が進む。

B　議員政党的性格→少ない党員，貧弱な党組織や財政基盤

個人の後援会や圧力団体〔利益集団〕に集票・政治資金を依存。利権・**金権政治**を生む。

C　**汚職（おしょく）事件**〔**贈収賄（ぞうしゅうわい）事件**〕の多発→構造汚職

**ロッキード事件**（**1976年**），**リクルート事件**（**1988年**），**東京佐川急便事件**（**1991〜92年**），ゼネコン汚職（1993年）など。

※**政治資金規正法**の改正がしばしば行われ，現在では政治家個人や資金管理団体への企業・団体献金は全面禁止されているが，政治不信は収まってはいない。

D　**派閥政治**

巨大政党では，有力政治家を中心に，人事・資金などをめぐり党内に**派閥**を形成。

※**政党助成法**（1994年）にもとづく**政党交付金**のみでは，政治活動資金が賄（まかな）えないため。

E　**党議拘束（とうぎこうそく）**〔政党規律〕の存在

国会議員は，法案の採決時にしばしば所属政党の決定に従うことを要求される。そのため，議員の自由な発言や議論が阻害（そがい）され，国会審議が形骸化（けいがいか）してしまう。

F　**族議員**

特定の分野に精通し，官庁や圧力団体などと結びつき，政策決定に影響力をもつ国会議員が台頭。

※アメリカでは圧力団体の代理人である**ロビイスト**が政策決定に影響力をもつ。

G　世襲（せしゅう）議員

祖父・父らの選挙基盤を継承した二世・三世の議員が増加。

※地盤（じばん）・看板（かんばん）・鞄（かばん）の“三ばん”をもち，選挙が圧倒的に有利。

# ３　圧力団体

## ①圧力団体〔利益集団〕とは？

政府や官庁，議会や政党などに影響力を行使することにより，その集団固有の利益を促進しようとする組織。19 世紀～ 20 世紀にかけて，欧米諸国など先進国で出現した。

※出現の背景として，議会制民主主義が進展したこと，政党が大衆のさまざまな要求に応じきれないこと，職業の分化による利益の多様化などがあげられる。

※議員や官僚などに対する働きかけをロビイングという。

## ②日本の圧力団体→戦後に活発化

A　**経営者団体**

**日本経済団体連合会〔(日本) 経団連〕**，経済同友会，日本商工会議所〔日商〕など。

B　職能団体

日本医師会，全国農業協同組合中央会〔全中〕など。

C　労働組合

**連合〔日本労働組合総連合会〕**，全労連〔全国労働組合総連合〕，全労協〔全国労働組合連絡協議会〕など。

D　その他

主婦連合会〔主婦連〕，日本消費者連盟〔日消連〕，さまざまな宗教団体など。

# 政治編　第 11 講　確認テスト

1　発祥したころの政党の性格は？
①名望家政党　②大衆政党　③包括政党　④中道政党

2　多党制〔小党分立制〕を採用している国を選べ。
①アメリカ　②イギリス　③フランス　④中国

3　1918 年，わが国初の本格的政党内閣の内閣総理大臣とは？
①大隈重信　②原敬　③加藤高明　④犬養毅

4　55 年体制開始時の内閣総理大臣とは？
①吉田茂　②鳩山一郎　③岸信介　④佐藤栄作

5　細川護熙非自民８党派連立内閣が成立し，55 年体制が崩壊した年は？
① 1973 年　② 1987 年　③ 1993 年　④ 2009 年

6　2009 年，政権交代を果たした鳩山由紀夫首相の所属政党とは？
①自由民主党　②民主党　③公明党　④日本共産党

7　国政選挙のさい，各政党が発表する選挙公約〔政権公約〕をカタカナで何というか？
①レファレンダム　②マニフェスト　③ロビイスト　④リクルート

8　以下のうち，政党交付金の支給を断っている政党を選べ。
①自由民主党　②立憲民主党　③公明党　④日本共産党

9　以下の汚職事件のうち，アメリカの航空機会社に関連し，田中角栄前首相が逮捕されたものを選べ。
①昭和電工事件　②ロッキード事件
③リクルート事件　④ゼネコン汚職

10　圧力団体のうち，経済団体ではないものを選べ。

①日本経団連　②経済同友会　③日商　④連合

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ① | 2 | ③ | 3 | ② | 4 | ② | 5 | ③ |
| 6 | ② | 7 | ② | 8 | ④ | 9 | ② | 10 | ④ |

# 第12講　選挙と政治参加

## 1　日本の選挙

### ①選挙の原則→４原則

A　**普通選挙**⇔制限選挙

財産や収入，人種や社会的身分，宗教などに関係なく，一定の年齢に達した国民が選挙権を得られる。

※ 2016年以降，満20歳以上から**満18歳以上**に変更。

B　**平等選挙**⇔差別選挙・不平等選挙

有権者の投票の価値を平等に扱う（＝投票価値の平等原則）。1人1票に加え，「一票の格差」が小さいことも意味する。

C　**秘密選挙〔秘密投票〕**⇔公開選挙〔公開投票〕

自由な意思表示を保障するための無記名秘密投票とする。

D　**直接選挙**⇔間接選挙

有権者が自らの意思にもとづき直接投票する。

E　その他

投票の自由，立候補の自由，選挙運動の自由など。これらの「自由選挙」を加え，5原則とよばれることもある。

### ②日本の選挙権の拡大

1889年　**直接国税15円以上納める25歳以上の男子**

1900年　直接国税10円以上納める25歳以上の男子

1919年　直接国税を3円以上納める25歳以上の男子

**1925年　25歳以上の男子（男子普通選挙）**→加藤高明(たかあき)内閣

**1945年　20歳以上の男女（男女普通選挙）**→幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)内閣

2015年　18歳以上の男女　→安倍晋三内閣

〈 ***Note*** 〉

## ③選挙制

### A　小選挙区制

１つの選挙区の議員定数が１人の場合をいう。単独政権や二大政党制を生みやすい。

あ　長所

**候補者と有権者との関係が密接，選挙費用が少ない，多数派が当選しやすく政局が安定する**，候補者乱立を避けられるなど。

い　短所

**死票**（落選者に投じられる票）**が多く多数派に有利**，不正が行われやすい, ゲリマンダー（自らに有利な選挙区割り）の危険性があるなど。

### B　大選挙区制

１つの選挙区の議員定数が２人以上の場合をいう。連立政権を生みやすい。

※日本では議員定数が３～５人の場合を**中選挙区**とよび，1993 年まで衆議院総選挙で採用されてきた。

あ　長所

**少数派の当選も可能，死票が少ない**など。

い　短所

**多額の選挙費用がかかる**，小党分立で政局が不安定になりやすい，候補者と有権者との関係が希薄（きはく）など。

### C　比例代表制⇔個人代表制

政党の得票数（参議院の場合は個人の得票数も足す）に比例した数の議員を配分・選出する場合をいう。

※日本では 1982 年以降参議院議員選挙，1994 年以降衆議院議員選挙で採用。

あ　長所

**少数派が当選しやすい，死票が少ない**，得票数に応じた公平な議席配分が可能など。

い　短所

小党分立で政局が不安定になりやすい，**候補者と選挙民との関係が極めて希薄，票集めのための有名人候補**（タレント・元選手など）**が乱立しやすい**など。

D　**小選挙区比例代表並立制**

小選挙区制と比例代表制を並立させ議員を選出する場合をいう。候補者中心の選挙から政党中心の選挙に変わることや，選挙費用の減少を期待され登場。

※日本では 1994 年以降，衆議院議員選挙で採用。従来の中選挙区制では，同じ党から複数の立候補者がおり，政策より個人本位の選挙となるため政権交代が起きにくく，**利益誘導政治**につながってきたことが変更の理由とされた。

## ④国政選挙の種類

A　**総選挙**　→全部改選の**衆議院議員選挙**

任期満了による場合，その 30 日前以内に実施。解散による場合，その日から 40 日以内に実施。

B　**通常選挙→半数改選**の**参議院議員選挙**

任期満了の 30 日前以内に実施。

C　補欠選挙〔補選〕

議員に欠員が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

D　再選挙

当選人に不足が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

# ２　日本の選挙

## ①公職選挙法→ 1950 年に制定後改正を繰り返し現在に至る

選挙権と被選挙権，選挙区，選挙人名簿，投票・開票方法，選挙運動，選挙管理などを規定したもの。選挙が公明・適正に行われることを目的とする。

## ②衆議院総選挙→被選挙権は 25 歳以上

A　**定数 465**

B　４年の任期満了時または衆議院解散時に全部改選

C　**小選挙区比例代表並立制**

289 議席を**小選挙区制**で，176 議席を 11 ブロック単位の**拘束名簿式比例代表制**（こうそく）で選出。小選挙区と比例代表の**重複立候補**（ちょうふく）も認められている。

※拘束名簿式とは，各政党が提示する名簿であらかじめ当選者の順位が確定している方式。**政党名でしか投票できない。**得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく**ドント式**が採用されている。

※名簿登載順位が同じ場合（この場合必ず重複立候補者），**惜敗率**（せきはいりつ）が高い候補者が当選。ただし，小選挙区での得票数が有効投票者数の 10 分の１以上でなければならない。

## ③参議院通常選挙→被選挙権は 30 歳以上

A　**定数 248**

B　**３年ごとに半数改選**（６年で任期満了）

C　**選挙区制＋比例代表制**

148 議席を基本的に都道府県単位の**選挙区制**（定数１～６）で，100 議席を全国単位の**非拘束名簿式比例代表制**で選出。

※非拘束名簿式とは，各政党が提示する名簿で当選者の順位が確定していない方式。**政党名または候補者名で投票できる。**政党名＋候補者名の得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく**ドント式**が採用されている。

※候補者名の得票数の順に当選者となる。

## ④選挙運動の制限

A　**事前運動の禁止**

立候補を届け出た日から投票日の前日までしか選挙運動は行えない。

B　**戸別訪問（こべつほうもん）の禁止**

C　署名運動の禁止

D　文書図書の規制

E　選挙費用の制限

# ３　日本の選挙の問題点

## ①議員定数不均衡(ふきんこう)問題＝「一票の格差」問題

公職選挙法で定められた選挙区ごとの議員定数と有権者数との比率の格差が大きく（２倍以上），**一票の価値に開きがある**，という問題。**議員定数の配分**が，４原則の一つである「平等選挙（投票価値の平等原則）」に反しているとされる。

Ａ　**衆議院**

最高裁は1972年（格差4.99倍）と1983年（格差4.4倍）の定数配分に対し「**違憲**」との判決。ただし，選挙自体の無効は避けた**事情判決**。その他にも５度「**違憲状態**」との判決を出している。

※2013年，広島高裁で戦後初の選挙無効判決があったが，最高裁が選挙自体は有効とした。

Ｂ　参議院

最高裁は３度「**違憲状態**」との判決を出している。

※参議院のほうが小選挙区制の衆議院より格差が大きくなりがち。

## ②低い投票率

国政選挙の投票率ですら50％を下回ることもある（2019年の参院選）。2019年現在，衆・参ともに直近の投票率は40～50％台に留(とど)まっている。

Ａ　背景

あ　国民の政治不信

い　若者を中心とする**政治的無関心〔ポリティカル・アパシー〕**

Ｂ　対策

あ　投票時間の延長→朝７時～夜20時まで

い　**不在者投票**制度

入院中の人や船員など。→買い物・レジャーなど私用も可に。

う　**期日前投票**制度

え　**在外選挙制度**→外国在住の邦人〔日本人〕の投票

1998年から衆参の比例代表制，2006年から衆参の選挙区制で在外投票が可能となった。

お　**インターネットによる選挙運動の解禁**（2013年）

選挙期間中の政党・候補者・有権者による情報発信が一部可能となった。

か　電子投票→地方選のみ（2002年～）

## ③金権選挙

買収・供応（きょうおう）などは後を絶たないが，取り締まりが不徹底で罰則も軽い。冠婚葬祭（かんこんそうさい）に対する寄付の制限や，選挙違反に対する**連座制**が強化されるなど対策が進む。

※候補者と一定の関係にある者が選挙違反で刑に処せられた場合，候補者自身が関与していなくても当選無効とされる。また，その後，その選挙区での立候補にも５年間の制限が科される。

※ 1994 年に**政治資金規正法が改正**され，企業・団体による政治家個人への献金は禁止されたが，政党や政党の政治資金団体への献金は禁止されていない。また同年，**政党助成法**が成立し，国民一人あたり年額 250 円を**政党交付金**として国が支出するようになった。

## ④選挙権の拡張

A　成年被後見人の選挙権回復（2013 年）

B　**満 18 歳以上**に（2016 年の参議院議員選挙から）

C　**永住外国人への選挙権は認められていない**

しかし，自治体選挙への選挙権を認める公職選挙法の改正に関しては，最高裁は憲法で禁じているとはいえないと判断している。

## ⑤その他の問題点

泡沫（ほうまつ）候補の乱立を防ぐための供託金（きょうたくきん）制度の金額や没収規定は適切か，選挙運動期間（衆議院 12 日間・参議院 17 日間）は適切か，など。

# ４　世論とマスコミ

## ①世論

A　**世論**とは？

公共の問題について多数の国民が共通してもつ意見。

B　世論の形成

あ　知る権利と情報公開

い　言論・表現の自由の保障

う　政治教育

C　**世論調査**

とらえどころのない世論を各種調査により数値化したもの。内閣支持率や政党支持率など。

※世論調査の結果は，同じ事項を調査したものであっても，調査主体・質問法などにより異なる結果を生む。

D　**大衆政治〔大衆迎合主義・ポピュリズム〕**

20 世紀に普通選挙制度が発達し，**大衆**の政治参加が始まった。大衆の世論により政治が左右されるようになったことをいう。

※選挙の勝利を狙う政治家が，現実性・合理性が乏(とぼ)しい政策を掲(かか)げ有権者の人気を得ようとすることが，ポピュリズムの典型。

※硬直的な政治構造の打破を訴える候補者に人気が集中するのは，人々の日常的な政治的無関心と表裏一体の現象。

## ②マスメディア→新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど

A　**マスメディア**の役割

不特定多数に対し一方的に大量の情報伝達（＝**マスコミュニケーション〔マスコミ〕**）を行い，娯楽を提供し，世論を形成する。また，「知る権利」の担い手として政府と大衆を媒介する。

※そのため，報道の自由や取材の自由が保障されている。

B　マスメディアの問題点

あ　権力者による**世論操作**

政治権力や資本圧力による干渉・統制により公共性・公平性を保てず。

※官庁や大企業における記者クラブの存在。取材対象が不利な情報を隠したり，虚偽の情報を流すこともある。

い　**商業主義・営利主義**

興味本位的，視聴率・売上至上主義。メディア・スクラム〔集団的過熱取材〕も問題化している。

う　**「第四の権力」**

立法・行政・司法の三権を監視せず，権力化しているとの批判も多い。

※投票行動に影響を及ぼすアナウンスメント効果も絶大。

→「世論による政治」

## ③政治参加

A　**政治的無関心〔ポリティカル・アパシー〕**の増加

あ　個人主義化

い　社会の複雑化・専門化・巨大化

う　政治への失望・不信感→**無党派層**の増加

党員や圧力団体〔利益集団〕に基礎を置く政党政治の仕組みの崩壊，政党の離合集散による有権者との関係性の希薄さなどが招く。

え　世代間の対立

お　将来への絶望

B　政治的無関心の類型→リースマン（米）による類型

あ　伝統型無関心→政治に無知

「支配者に任せておけばいい」という考え。

い　現代型無関心→政治に冷淡

「自分には関係ない」「どうせ変わらない」「政治など意味がない」という，無政治的・脱政治的・反政治的な態度に大きく３分類できる。

C　情報化社会における政治参加

あ　**情報通信技術〔IT・ICT〕**の発達と普及

**インターネット**の普及によりHP〔ホームページ〕やブログの活用が進む。また，**SNS〔ソーシャルネットワーキングサービス〕**の普及により，既存のマスメディアに加え，ツイッターやフェイスブックなどの**ソーシャルメディア**が登場。

※先進国においては，いつでも・どこでも・だれでも・意識せずに情報通信技術を利用できる，**ユビキタス**〔遍在（へんざい）〕情報社会が到来。

※近年では，ｅデモクラシーとよばれる電子メディア上の情報提供や議論も盛んに行われている。

い　情報量の増大

批判的な視点を忘れず，情報を主体的に読み取り，活用する能力（**メディア・リテラシー〔情報リテラシー〕**）の必要性。

う　**情報格差〔デジタル・ディバイド〕**の発生

年齢・教育水準・能力・経済力などにより格差が生まれる。

〈 ***Note*** 〉

# 政治編　第12講　確認テスト

1　選挙の4原則のうち，最も遅く実現したものは？

①普通選挙　②平等選挙　③秘密選挙　④直接選挙

2　日本で男子普通選挙法が制定された年は？

① 1889年　② 1925年　③ 1945年　④ 1994年

3　票集めのため，政治経験のない有名人候補が最も乱立しやすいとされる選挙は？

①衆議院の小選挙区制　②衆議院の比例代表制

③参議院の選挙区制　④参議院の比例代表制

4　衆議院の被選挙権年齢と定数の数字として正しいものを選べ。

① 25歳・248名　② 25歳・465名

③ 30歳・248名　④ 30歳・465名

5　得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく方式を何というか？

①拘束名簿式　②非拘束名簿式　③ドント式　④イニシアティブ

6　日本の選挙運動の制限についてふさわしくないものを選べ。

①事前運動の禁止　②戸別訪問の禁止

③署名運動の禁止　④インターネット利用の禁止

7　「一票の格差」問題についての最高裁判決について正しいものを選べ。

①衆議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。

②参議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。

③衆議院で「違憲」判決が出たが，選挙自体は有効とされた。

④衆参両院で「違憲」判決が出たことはない。

8　現在行われている低い投票率への対策としてふさわしくないものを選べ。

①投票時間の延長　②期日前投票制度

③在外選挙制度　④永住外国人への選挙権付与

9　選挙の勝利を狙う政治家が，現実性・合理性が乏(とぼ)しい政策を掲(かか)げ有権者の人気を得ようとすることを何というか？

①ファシズム　②ポピュリズム　③社会主義　④国家主義

10　批判的な視点を忘れず，情報を主体的に読み取り，活用する能力を何というか？

①ユビキタス　②デジタル・ディバイド

③メディア・リテラシー　④ソーシャルメディア

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ① | 2 | ② | 3 | ④ | 4 | ② | 5 | ③ |
| 6 | ④ | 7 | ③ | 8 | ④ | 9 | ② | 10 | ③ |

# 第 13 講　国際政治

## 1　国際社会と国際法

### ①国際社会

A　**ウェストファリア会議（1648 年）**

（ドイツ）三十年戦争後に開催された，初の国際会議。ヨーロッパ各国が**主権国家**の代表として，対等な資格で参加。ローマ教皇を頂点とするそれまでの権力秩序が終わり，国際社会が成立したとされる。

※はじめ絶対主義国家として成立した主権国家は，市民革命を経て国民と国家の一体性が自覚されるようになり，**国民国家**として成長していった。それとともに**ナショナリズム**が台頭（たいとう）して自国・自民族中心主義の考え方が広がり，植民地獲得などをめざし各国が激しく争うようになった。

B　**国際連盟の成立（1920 年）**

**第一次世界大戦（1914 年～ 18 年）**を経て，欧米では**民族自決**の原則が認められるようになった。その後，日本や中華民国を含む国際平和機関の登場により，国際社会が大きく広がった。

C　**国際連合の成立（1945 年）**

**第二次世界大戦（1939 年～ 45 年）**後，世界各地にくまなく国際社会が広がる。以後，植民地は独立し，消滅。

## ②国際法

A　**国際法の成立（17 世紀前半）**

**グロティウス（蘭）**が自然法の立場から国際法を理論化し「**国際法の父**」とされる。

※主著に『海洋自由論』『**戦争と平和の法**』がある。

B　国際法の種類

あ　平時国際法と戦時国際法

い　**国際慣習法**と**条約**〔国際成文法〕

国際慣習法は，国家間の一般的慣行が拘束力のある法として認められたもので，**内政不干渉の原則・公海自由の原則**などがある。条約は，国家間の文書による合意で，条約・協定・議定書(ぎていしょ)・規約・宣言などの形をとり，二国間条約と多国間条約がある。

C　国際司法機関

国際法は主権国家に対する規制力が弱く，国際紛争の解決は国家の軍事力行使によることが多かった。しかし，19 世紀末以後，紛争の平和的解決のために，国際法にもとづいた司法的解決制度が発達した。

※ 1899 年，オランダのハーグで開かれた第一回万国平和会議により，常設仲裁裁判所が創設された。

あ　**国際司法裁判所〔ICJ〕**（1945 年設立）

1921 年に国際連盟の下で設置された**常設国際司法裁判所**を引き継ぐ形で，オランダのハーグに置かれた，国際連合の主要司法機関。**審理の対象は国家のみ**で，**紛争当事国双方(そうほう)の合意の下(もと)に裁判を行う。**

※任期 9 年の 15 人の裁判官で構成される。

い　**国際刑事裁判所〔ICC〕**（2003 年設立）

オランダのハーグに置かれるが，国際連合からは独立した司法機関。審理の対象は**個人**で，非人道的な戦争犯罪や集団殺害などを裁く。

※日本は加盟しているが，アメリカ・ロシア・中国などが加盟していない。

# ２　国際連盟の成立

## ①集団安全保障体制の登場→『永久平和のために』（独，カント）

A　**勢力均衡方式〔バランス・オブ・パワー〕**

各国間の軍事力の均衡が国際社会の安定を生み出すという考え方。17 世紀～ 19 世紀のヨーロッパで，軍備拡大競争と武力衝突を招く（＝安全保障のジレンマ）。

※第一次世界大戦前の三国同盟（独・墺・伊）vs 三国協商（英・露・仏）など。

B　**集団安全保障方式**

国際平和機関を設立し，安全平和を確保する。軍事的侵略を行う国家には，他のすべての加盟国が共同して制裁を加える方式。

※第一次世界大戦後の国際連盟と第二次世界大戦後の国際連合。

## ②国際連盟（1920 年～ 45 年）→本部はスイスのジュネーブ

**アメリカ大統領ウィルソン**の「**平和原則 14 カ条**」（1918 年）を基礎に，第一次世界大戦後のパリ講和会議（1919 年）を経て，1920 年に発足。原加盟国は 42 カ国で，総会・理事会・事務局からなる。**提唱国アメリカの不参加，全会一致制，武力制裁規定の欠如（けつじょ）（経済制裁のみ）**などの問題があり，第二次世界大戦の勃発（ぼっぱつ）を防げず。

※英・仏とともに常任理事国を務める日・独が 1933 年，伊が 1937 年に脱退。

※ 1934 年，ソ連が遅れて加盟したが，1939 年にフィンランドに侵攻し除名。

# ３　国際連合

## ①国際連合の成立→本部はアメリカの**ニューヨーク**

A　**大西洋憲章（1941 年）**

フランクリン ＝ ローズヴェルト（米）とチャーチル（英）が大西洋上で会談。事実上機能していなかった国際連盟にかわる平和機関の設立など。

B　**ダンバートン・オークス会議**（1944 年）

アメリカのワシントン郊外で，米英ソ中の代表が戦後に設立予定の平和機関の原則・憲章などを検討した会議。

C　**ヤルタ会談**（1945 年２月）

ソ連のクリミア半島で，フランクリン ＝ ローズヴェルト（米）・チャーチル（英）・スターリン（ソ）が会談。戦後の国際秩序を決定。

D　**サンフランシスコ会議**（1945 年４月～６月）

６月に**国際連合憲章〔国連憲章〕**を採択。10 月 24 日に発効し，原加盟国 51 カ国で国際連合が正式に発足。**現在は 193 カ国。**

## ②国際連合のしくみ

A　**総会**

それぞれ１票をもつ全加盟国で構成される，国連の最高機関。

※通常総会の他に，特別総会と緊急特別総会がある。

B　**安全保障理事会〔安保理〕**

安全保障問題を話し合う主要機関。総会に優越した権限をもつ。**手続き事項**は**15カ国**中９カ国の賛成で決定できるが，それ以外の**実質事項**についてはすべての常任理事国を含む９カ国の賛成が必要。

あ　**常任理事国**→任期なし

**アメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中華人民共和国の五大国。**

**大国一致の原則**があり，**拒否権**をもつ。

※ 1971年までは台湾の中華民国，1991年まではソ連。

※安保理が拒否権により機能しないときは，総会が国際平和と安全のための集団的措置を加盟国に勧告できる（1950年，朝鮮戦争時の「**平和のための結集**」**決議**）。

い　**非常任理事国**→任期２年（毎年半数ずつ改選）

世界の地理的配分を考慮し，**10カ国**が選ばれる。

C　**事務局**

各機関の運営事務を処理する主要機関。任期５年（２期以上務めることもできる）の**事務総長**が最高責任者。現在は９代目のアントニオ＝グテーレス（ポルトガル）。

D　**国際司法裁判所〔ICJ〕**

オランダのハーグに置かれる主要機関。強制的管轄権をもたず，紛争当事国双方が同意しない限り裁判を始められない。

E　**信託統治理事会**（しんたくとうち）

1994年の**パラオ独立により活動を終了**した主要機関。今後は必要ある時のみ会合を開くとしている。当初は11カ所あった，自立できない地域の独立を援助することが目的。

F　**経済社会理事会**

経済・社会・文化・教育・人類の福祉などに関する国際問題を研究，勧告する主要機関。任期３年の54カ国で構成される。

G　**専門機関**→経済社会理事会と協定を締結し連携

あ　**国際労働機関〔ILO〕**→本部はスイスのジュネーブ

い　**国際通貨基金〔IMF〕**

う　**国際復興開発銀行〔IBRD・世界銀行〕**

え　国際開発協会〔IDA・第２世銀〕

お　**国連教育科学文化機関〔UNESCO〕**→本部はフランスのパリ

か　**国連食糧農業機関〔FAO〕**→本部はイタリアのローマ

き　**世界保健機関〔WHO〕**→本部はスイスのジュネーブ

く　世界知的所有権機関〔WIPO〕

H　関連機関

あ　**国際原子力機関〔IAEA〕**→本部はオーストリアのウィーン

い　**世界貿易機関〔WTO〕**

I　計画・基金・調査及び研究所など

あ　**国連児童基金〔UNICEF〕**→本部はアメリカのニューヨーク

い　**国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕**→本部はスイスのジュネーブ

う　**国連貿易開発会議〔UNCTAD〕**

え　国連世界食糧計画〔WEP〕

お　**国連環境計画〔UNEP〕**→本部はケニアのナイロビ

か　**国連開発計画〔UNDP〕**

き　**国連大学〔UNU〕**→本部は日本の東京

J　平和の維持

あ　**国連軍〔UNF〕**

→国連憲章に規定された形での国連軍は設置されていない

い　**国連平和維持活動〔PKO〕**

う　**国連平和維持軍〔PKF〕**

え　停戦監視団

お　選挙監視団

か　**国連カンボジア暫定(ざんてい)統治機構〔UNTAC〕**

き　多国籍軍→安全保障理事会の決議による支持を受けたもの（例外もある）

# ４　戦後の国際社会

## ①戦後の対立と東西冷戦

1946年　イギリス前首相チャーチル「鉄のカーテン」演説
　　　　インドシナ戦争（〜 54年）
1947年　アメリカ大統領**トルーマン・ドクトリン**発表
　　　　ソ連による国際共産党情報局〔コミンフォルム〕設置
1948年　ソ連によるベルリン封鎖
　　　　朝鮮半島が大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国に分裂
　　　　アメリカによる**マーシャル・プラン**実施
**1949年**　アメリカによる**北大西洋条約機構〔NATO〕**結成
　　　　ソ連による**経済相互援助会議〔COMECON〕**結成
　　　　ソ連による初の原爆実験
　　　　ドイツがドイツ連邦共和国〔西〕とドイツ民主共和国〔東〕に分裂
　　　　**中華人民共和国成立**
　　　　台湾の中華民国成立
**1950年**　**朝鮮戦争**（〜 53年休戦）
1952年　アメリカによる初の水爆実験
1953年　ソ連による初の水爆実験
1954年　アメリカによるビキニ水爆実験→第五福竜丸事件
　　　　中華人民共和国首相周恩来とインド首相ネルーによる**平和五原則**発表
**1955年**　**アジア・アフリカ会議〔バンドン会議〕**による**平和十原則**発表
　　　　西ドイツの北大西洋条約機構〔NATO〕加盟
　　　　ソ連による**ワルシャワ条約機構〔WTO〕**結成
　　　　**ジュネーブ四巨頭会談（米・ソ・英・仏）**→平和共存へ
　　　　**ラッセル・アインシュタイン宣言**
　　　　第一回**原水爆禁止世界大会**→広島
1956年　ソ連のフルシチョフ第一書記によるスターリン批判
1957年　**パグウォッシュ会議**
1958年　欧州経済共同体〔EEC〕発足
1961年　東ドイツによるベルリンの壁構築
　　　　第１回**非同盟諸国首脳会議**→ユーゴスラビアのベオグラード
1962年　**キューバ危機**→デタント〔緊張緩和（かんわ）〕へ
**1963年**　**部分的核実験停止条約〔PTBT〕**

1965 年　**ベトナム戦争**本格化（～ 75 年）

1967 年　**欧州共同体〔EC〕**発足

　　　　　**東南アジア諸国連合〔ASEAN〕**

**1968 年　核拡散防止条約〔NPT〕**

　　　　　「プラハの春」に対するチェコ事件

1972 年　米ソによる**第一次戦略兵器制限協定〔SALT Ⅰ〕**

　　　　　米ソによる弾道弾迎撃ミサイル〔ABM〕制限条約

**1973 年**　東西ドイツの国際連合同時加盟

　　　　　**第一次石油危機**

1975 年　第一回主要先進国首脳会議〔サミット〕開催

**1979 年**　米ソによる**第二次戦略兵器制限協定〔SALT Ⅱ〕**

　　　　　ソ連によるアフガニスタン侵攻

　　　　　**第二次石油危機**

1980 年　西側諸国によるモスクワ五輪ボイコット

1984 年　東側諸国によるロサンゼルス五輪ボイコット

## ②冷戦終結とその後の国際社会

1987年　米ソによる**中距離核戦力〔INF〕全廃条約**

**1989年**　ベルリンの壁崩壊

　米ソの**マルタ会談により冷戦終結**

1990年　東西ドイツ統一

**1991年**　**湾岸戦争**

　米ソによる**第一次戦略兵器削減条約〔STARTⅠ〕**

　**ソ連解体**→独立国家共同体〔CIS〕成立

　韓国と北朝鮮の国際連合同時加盟

**1993年**　**欧州連合〔EU〕発足**

　パレスチナ暫定（ざんてい）自治協定調印

　米ロによる**第二次戦略兵器削減条約〔STARTⅡ〕**

　化学兵器禁止条約

1994年　ASEAN地域フォーラム〔ARF〕発足

1995年　欧州安全保障協力機構〔OSCE〕発足

1996年　**包括的（ほうかつてき）核実験禁止条約〔CTBT〕**国連で採択

1997年　対人地雷全面禁止条約

**2001年**　**アメリカ同時多発テロ**

　アメリカによるアフガニスタン攻撃

2002年　アフリカ連合〔AU〕発足

　米ロによる戦略兵器削減条約〔モスクワ条約〕

2003年　**イラク戦争**

2008年　クラスター爆弾禁止条約

2010年　米ロによる**新戦略兵器削減条約〔新START〕**

2011年　北アフリカ諸国で独裁政権崩壊→「アラブの春」

## ③日本の国際社会への復帰

1951 年　サンフランシスコ平和条約
　　　　　日米安全保障条約
1956 年　日ソ共同宣言
　　　　　国際連合加盟
1960 年　日米相互協力及び安全保障条約〔新安保条約〕
1965 年　日韓基本条約
1970 年　新日米安保条約自動延長
1972 年　日中共同声明
1978 年　日中平和友好条約

---

# 政治編　第13講　確認テスト

1　1648年に開かれた，国際社会成立の契機となった会議は？
①ウェストファリア会議　②ヴェルサイユ会議
③ワシントン会議　④サンフランシスコ会議

2　『海洋自由論』『戦争と平和の法』を著し,「国際法の父」とよばれる人物は？
①ホッブズ　②グロティウス　③カント　④ラッセル

3　国際司法裁判所〔ICJ〕と国際刑事裁判所〔ICC〕が置かれている都市は？
①スイスのジュネーブ　②アメリカのワシントン
③オランダのハーグ　④オーストリアのウィーン

4　「平和原則14カ条」で国際連盟の設立を提唱したアメリカ大統領とは？
①モンロー　②ウィルソン
③フランクリン＝ローズヴェルト　④トルーマン

5　国際連盟の問題点としてふさわしくないものを選べ。
①アメリカの不参加　②全会一致制
③武力制裁規定の欠如　④拒否権

6　現在，実質的に活動を終了している国連の主要機関とは？
①総会　②事務局　③信託統治理事会　④経済社会理事会

7　国連の平和維持活動を略称で何というか？
① UNF　② PKO　③ PKF　④ UNTAC

8　2020年現在の国際連合加盟国は？
① 42カ国　② 28カ国　③ 51カ国　④ 193カ国

9　北大西洋条約機構〔NATO〕が結成され，中華人民共和国が成立した年は？
① 1945 年　② 1949 年　③ 1950 年　④ 1955 年

10　1993 年にヨーロッパで発足した組織とは？
①欧州経済共同体〔EEC〕　②欧州共同体〔EC〕
③欧州連合〔EU〕　④欧州安全保障協力機構〔OSCE〕

11　1965 年に東アジアで結ばれた条約とは？
①日米安全保障条約　②日韓基本条約
③日中共同声明　④日中平和友好条約

解答

1 ①　2 ②　3 ③　4 ②　5 ④
6 ③　7 ②　8 ④　9 ②　10 ③
11 ②

Ⓒ RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。